

第2期
アクション
プラン

いわて県民計画 (2019~2028)

東日本大震災津波の経験に基づき、
引き続き復興に取り組みながら、
お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて



地域振興プラン
(令和5年度～令和8年度)
県央広域振興圏

岩手県





目 次

県央広域振興圏

はじめに ----- 1

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、
一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域 ----- 5

1 生きがいに満ち、健康で安心して生活し続けることができる 絆の強い地域社会をつくります -----	9
2 豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって享受できる 地域社会をつくります	
(1) 環境保全等 -----	19
(2) 脱炭素 -----	23
3 歴史と文化を継承しながら、新たなつながりや活力を感じられる 地域づくりを進めます -----	27
4 過去の教訓を踏まえた防災対策を進めます -----	32
5 安心・快適な都市環境・生活環境をつくります -----	37

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、
競争力の高い魅力のある産業が展開している地域 ----- 43

6 産学官金連携によるIT産業の育成やものづくり産業の 振興に取り組みます -----	46
7 観光・食・スポーツを連携させた交流促進により地域経済を活性化します	
(1) 観光産業 -----	50
(2) 食産業・工芸品産業 -----	55
8 米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある 農村づくりを進めます -----	58
9 森林資源の循環利用促進ともうかる林業・木材産業の構築を進めます --	66
10 地域産業の特性に応じた産業人材の確保・育成とやりがいを持って 働くことができる労働環境の整備を進めます -----	72
11 産業経済活動を支える交通ネットワークを整えます -----	76

巻末資料 「県央圏域重点指標」一覧 ----- 79

はじめに

1 地域振興プランの策定趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中、4広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることが必要です。

こうしたことから、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章では、各広域振興圏の目指す姿の実現のために、地域の特性を踏まえた基本的な考え方と取組方向について示しています。

地域振興プランは、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実効性を確保するものです。

2 地域振興プランの期間

「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章の第2期アクションプランとして策定するもので、マニフェスト・サイクルを考慮した令和5年度から令和8年度までの4年間の計画とします。

3 地域振興プランの構成

はじめに、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するための目標となる重点指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示すとともに、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

【目指す姿（長期ビジョンからの再掲）】

県都を擁する圏域として、産業・人・暮らしの新たなつながりを生み出す連携の深化により求心力を高め、東北の拠点としての機能を担っている地域

【振興施策の基本方向（長期ビジョンからの再掲）】

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

圏域内の地域特性や地域資源を生かしながら、医療・福祉・子育てなど安全・安心な生活を支える取組や、社会・経済・環境の好循環による持続可能な地域づくり、住民サービスを支える社会基盤の整備などを進めます。

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

地域の特性や資源を生かし、産学官金連携によるIT産業の発展支援・ものづくり産業の振興や観光・食・スポーツを連携させた交流の促進、持続可能な農林業の振興を図るとともに、圏域の産業を支える人材の地域定着に向けて、人材の確保・育成や労働環境の整備などの取組を進めます。

4 地域振興プランの推進

(1) 基本的な考え方

各広域振興局における「目指す将来像」を実現するためには、県はもとより地域の方々やNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせてその解決を目指していくことが重要です。このことから、地域振興プランの策定に当たり、地域の代表者等で構成されるいわゆる圏域懇談会や地域説明会、パブリックコメント等を実施し、いただいた意見を踏まえて本プランを取りまとめました。

地域振興プランの推進に当たっては、政策推進プランに掲げる10の政策分野や、復興推進プランの施策等と連携を図りながら取組を進めていくこととし、各プランに掲げる関係指標の状況を踏まえながら、アクションプラン全体の一体的な推進により、圏域の振興に取り組んでいきます。

また、長期的な視点に立ち、岩手らしさを生かしながら横断的に政策展開を図る、3つのゾーンプロジェクトをはじめとする「新しい時代を切り拓くプロジェクト」（「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第6章）についても、当該プロジェクトのねらいや目指す姿を関係機関等と共有し、プロジェクトを構成する関連施策と十分連動させながら、地域振興プランが目指す地域像の実現に向けて各種取組を推進していきます。

なお、地域振興プランの進行管理に当たっては、関係市町村や圏域懇談会等、地域の意見を十分に反映させながら進めていきます。

(2) 人口減少対策

第2期政策推進プランにおいては、第1期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、策定に当たって実施した市町村長との意見交換や各種団体等からの意見聴取の結果などを踏まえ、次の4つの重点事項を掲げ、人口減少対策に最優先で取り組むこととしています。

人口減少は、市町村においても喫緊かつ重要な課題であり、その対策に当たっては、市町村とともに、地域経営を担う広域振興局が更に連携を密にし、地域の特性を踏まえながら対策を講じていくことが重要です。

第2期地域振興プランにおいては、第2期政策推進プランに人口減少対策として掲げた以下に示す4つの重点事項に関し、それぞれ関連する「重点施策」に具体的な施策を盛り込み、様々な主体との連携・協働のもと、重点的な施策の展開を図ります。

- 重点事項1：性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てなどライフステージに応じた支援や移住・定住施策を強化します。
- 重点事項2：GX（グリーン・トランスフォーメーション）¹を推進し、カーボンニュートラルと持続可能な新しい成長を目指します。
- 重点事項3：DX（デジタル・トランスフォーメーション）²を推進し、デジタル社会における県民の暮らしの向上と産業振興を図ります。
- 重点事項4：災害や新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくりを推進します。

(3) 市町村との連携・協働

財源や人員など限られた行政資源を最大限に生かし、地域の課題を的確に捉え、効果的な施策を展開していくためには、市町村との連携・協働の更なる強化が重要となります。

特に、規模の小さな自治体については、単独では解決が困難な課題や単独で取り組むよりも県や近隣自治体と連携することにより効果的に解決が図られる課題もあること等から、県と市町村・市町村間の連携を図り、第2期地域振興プランに掲げる施策を効果的に推進していきます。

(4) 広域連携

人口減少・少子高齢化が進む中にあって、地域が持続的に発展していくためには、各広域振興圏における連携や県域の区域を越えた連携のもとで、戦略的に取組を展開していくことが重要であることから、これらの広域的な連携の視点をより重視しながら、地域課題の解決に取り組んでいきます。

【4つの重点事項に関する「県が取り組む具体的な推進方策】

県が取り組む具体的な推進方策	
重点事項1	重点施策項目1 ① こころと体の健康づくりの推進 ② 地域医療の確保充実と地域で支え合う福祉のまちづくりの推進 ④ 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進
	重点施策項目3 ② 関係人口の拡大と移住・定住の促進 ③ 持続可能な地域コミュニティづくりと活動を支える人材の育成

¹ GX（グリーン・トランスフォーメーション）：化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させることにより、経済社会システム全体を変革すること。

² DX（デジタル・トランスフォーメーション）：デジタル化を手段として、既存の価値観や枠組みを見直す変革を行い、課題解決や新しい価値を創造すること。

県が取り組む具体的な推進方策		
重点事項 1	重点施策項目 5	⑥ 建設業における担い手の確保・労働環境の整備
	重点施策項目 6	① 地域産業を支える人材の確保・育成、起業・創業の推進
	重点施策項目 8	① 次世代の地域農業を担う経営体の育成
	重点施策項目 9	① 森林資源の循環利用及び担い手の育成・確保
	重点施策項目 10	① 若年者等の就業支援と地域産業を支える人材の確保 ② 企業における雇用・労働環境整備の促進
重点事項 2	重点施策項目 2-(1)	② 3Rと廃棄物の適正処理の推進
	重点施策項目 2-(2)	① 温室効果ガス削減対策の推進 ② 再生可能エネルギーの導入促進 ③ 森林吸収源対策の推進
	重点施策項目 9	① 森林資源の循環利用及び担い手の育成・確保 ② 地域材の利用促進
重点事項 3	重点施策項目 3	① 広域連携による持続可能なまちづくりの推進
	重点施策項目 5	⑥ 建設業における担い手の確保・労働環境の整備
	重点施策項目 6	② IT・ものづくり産業の幅広い産業分野への参入促進
	重点施策項目 8	② 生産性・市場性の高い安全・安心な産地づくり
	重点施策項目 9	① 森林資源の循環利用及び担い手の育成・確保
重点事項 4	重点施策項目 1	③ 新興感染症への対応と災害医療の推進
	重点施策項目 4	① 河川改修や砂防施設による防災安全度の向上
		② 地震に強い社会資本の整備
		③ 市町、関係団体、地域住民との連携による防災対応
		④ 災害関連情報の充実強化による減災対策
	重点施策項目 11	② 医療機関への救急搬送ルートの整備

<【再掲】の表示について>

複数の施策項目に関連する「県が取り組む具体的な推進方策」の取組内容や目標については、最も関連性の高い施策項目以外には、「【再掲】」として表示しています。

【振興施策の基本方向】

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、 一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

圏域内の地域特性や地域資源を生かしながら、医療・福祉・子育てなど安全・安心な生活を支える取組や、社会・経済・環境の好循環による持続可能な地域づくり、住民サービスを支える社会基盤の整備などを進めます。

【第1期地域振興プランの成果と課題及び今後の方向性】

第1期においては、市町・関係機関等と連携した体と心の健康づくりや安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進、地域の特色を生かした文化芸術やスポーツの推進、若者の視点を生かした地域づくりや移住定住の促進による地域の活性化、交通混雑解消のための街路の整備や地震・浸水被害等の防災対策などによる快適で安全・安心に暮らせる地域の形成に取り組みました。

その結果、がん・心疾患・脳血管疾患死亡率の改善、在宅医療提供体制の構築、待機児童数の減少、スポーツ推進体制の構築、河川改修・警戒避難体制の整備、橋梁の耐震補強整備などがおおむね順調に進みました。

一方、健康や子育てにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた医療体制の構築や子どもの貧困対策などへの対応が課題となっており、環境面においては、温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロの達成に向けて、地域の脱炭素化の取組を一層進めていく必要があります。

さらに、人口減少は特に管内北部を中心に進んでおり、地域コミュニティの機能低下などへの支援や関係人口拡大・移住定住の取組が求められていることと併せて、ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン開校を踏まえた多文化共生の地域づくりが必要となっています。

加えて、安全・安心な生活のため、激甚化・頻発化する自然災害への防災・減災対策を推進していく必要があります。

今後は、新興感染症への対応と災害医療の推進に取り組むほか、子どもが健やかに成長できる環境づくりなど、健康で安心な生活を支える取組を進めます。

また、廃棄物の循環利用や適正処理、県民や事業者、行政による温室効果ガス削減や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入など脱炭素社会の形成に向けて取り組むとともに、関係人口の拡大や移住定住の促進、地域コミュニティ活動の活性化と活動を支える人材の育成や住民の多文化共生意識の醸成など、持続可能な地域づくりを促進します。

併せて、安全・安心な環境づくりに向けては、河川改修や防災施設などのハード対策と土砂災害警戒区域等の指定や災害関連情報の充実強化などのソフト対策に取り組んでいきます。

【県央圏域重点指標】

指標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8	
		R3	R5	R6	R7		
① がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数〔10万人当たり〕	男性	人	266.5 (R2)	250.5 (R4)	243.7 (R5)	237.1 (R6)	230.7 (R7)
	女性		146.8 (R2)	125.3 (R4)	121.7 (R5)	118.3 (R6)	114.9 (R7)
② 自殺者数〔10万人当たり〕	人	21.4 (R2)	14.2 (R4)	13.3 (R5)	13.2 (R6)	13.0 (R7)	
③ 訪問診療(歯科を含む)・看護を受けた患者数〔10万人当たり〕	人	9,045 (R2)	10,020 (R4)	10,507 (R5)	10,995 (R6)	11,483 (R7)	
④ 公共用水域のBOD ¹ (生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
⑤ 一般廃棄物の最終処分量	t	16,274 (R2)	15,818 (R4)	15,590 (R5)	15,362 (R6)	15,134 (R7)	
⑥ 対消費電力FIT導入比 ²	%	77.9 (R2)	85.9 (R4)	94.3 (R5)	94.5 (R6)	99.2 (R7)	
⑦ 地縁的な活動への参加割合	%	28.7	31.3	33.5	35.8	38.3	
⑧ 近年の洪水による浸水家屋の解消率	%	85.8	85.8	86.0	86.9	86.9	
⑨ 歩道設置推進箇所の整備率	%	-	34.2	48.9	69.7	100.0	
⑩ 汚水処理人口普及率	%	93.4	93.9	94.6	95.3	95.3	

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※2 指標の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

¹ BOD：生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しい。

² 対消費電力FIT導入比：区域のFIT制度による再生可能エネルギーの発電電力量[kWh]を区域の電気使用量[kWh]で除した値。環境省が地方公共団体の排出量に関する情報を包括的に整理した資料「自治体カルテ」のデータとして公開されている。

【重点施策項目一覧】

重点施策項目	具体的推進方策	
1 生きがいに満ち、健康で安心して生活し続けることができる絆の強い地域社会をつくります		① こころと体の健康づくりの推進
		② 地域医療の確保充実と地域で支え合う福祉のまちづくりの推進
		③ 新興感染症への対応と災害医療の推進
		④ 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進
		⑤ 生涯スポーツの普及啓発
2 豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって享受できる地域社会をつくります	(1) 環境保全等	① 多様で豊かな環境の保全・保護の推進
		② 3Rと廃棄物の適正処理の推進
		③ 動物愛護思想の普及と適正飼養の推進
	(2) 脱炭素	① 温室効果ガス削減対策の推進
		② 再生可能エネルギーの導入促進
		③ 森林吸収源対策の推進
3 歴史と文化を継承しながら、新たなつながりや活力を感じられる地域づくりを進めます		① 広域連携による持続可能なまちづくりの推進
		② 関係人口の拡大と移住・定住の促進
		③ 持続可能な地域コミュニティづくりと活動を支える人材の育成
		④ 歴史や文化など地域の特色を活用した地域の活性化の促進
4 過去の教訓を踏まえた防災対策を進めます		① 河川改修や砂防施設による防災安全度の向上
		② 地震に強い社会資本の整備
		③ 市町、関係団体、地域住民との連携による防災対応
		④ 災害関連情報の充実強化による減災対策
5 安心・快適な都市環境・生活環境をつくります		① 高次都市機能の充実
		② 快適で魅力あふれるまちづくりの推進
		③ 安全・安心な歩行空間及び自転車通行空間の確保
		④ 汚水処理施設の計画的な整備
		⑤ 社会資本の計画的な維持管理
		⑥ 建設業における担い手の確保・労働環境の整備
		⑦ 食の安全・安心の推進

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

1 生きがいに満ち、健康で安心して生活し続けることができる絆の強い地域社会をつくります

(基本方向)

みんなが生涯にわたり心身ともに健康で安心して自分らしく生活し続けることができるよう、関係機関や企業・団体等と連携し、「健康づくり宣言」などによる機運醸成を行い、健康寿命¹の延伸に向けて若年期から働き盛り世代、そして高齢者まで、こころと体の健康づくりの取組を推進します。

また、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援体制や、障がい者、高齢者、経済的に困窮している世帯などが孤立することなく住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、地域で互いに支え合う包括的な生活支援体制の構築、地域保健・医療・福祉の連携を充実する取組などを推進します。

心身ともに健康に暮らすことができるよう、市町や盛岡広域スポーツコミッショ²ン等と連携して、地域住民が多種多様なスポーツに親しむ機会を提供するスポーツ団体等の活動を支援するとともに、年齢や身体能力、障がいの有無にかかわらず、身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備を推進します。

現状と課題

(健康づくり)

- がん、心疾患及び脳血管疾患の年齢調整死亡率³は、依然として全国より高い状況にあることから、特定健康診査⁴やがん検診の受診率の向上により、生活習慣病⁵とその予備群の早期発見及び保健指導を強化するため、精密検査を含めた検診や保健指導を受けやすい環境整備が必要です。
- 肥満傾向にある児童生徒の割合は、令和3年度において小・中・高校の全学年とも県平均より下回っているものの全国の状況に比べ高いことから、生活習慣病のリスク要因である肥満対策を若年期から推進していく必要があります。
- 上記3疾患を含め生活習慣病予防のため、幼児期からの肥満予防対策、むし歯や歯周病予防の更なる推進のほか、栄養成分表示やヘルシーメニュー等健康に配慮した外食・惣菜店の

¹ 健康寿命：健康上の問題で何らかの制限を受けずに日常生活ができる期間。

² 盛岡広域スポーツコミッショ^ン：希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の遺産を確実に未来に引き継いでいくため、盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町がそれぞれの自立性を尊重しつつ、相互に連携・協調してスポーツツーリズム等の取組を通じた盛岡広域圏の魅力の発信と賑わいの創出を図ることを目的として、平成29年3月に設立された団体。

³ 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、死亡率を一定の基準人口（昭和60年モデル人口）にてはめて算出した指標。

⁴ 特定健康診査：医療保険に加入する40歳から74歳の被保険者及び被扶養者に対し、メタボリックシンドロームを早期に発見するために行う健診。

⁵ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気。

増加、公共の場における受動喫煙⁶防止、気軽に運動にチャレンジできる環境の整備など、環境づくりを進める必要があります。

- ・ 県央圏域の自殺者数（人口 10 万人当たり）は、平成 18 年をピークに平成 22 年以降減少傾向にありますが、令和 2 年は 21.4 と県平均（21.2）をやや上回っています。また、保健所別では、県央保健所管内（盛岡市を除く）は、27.7 と最も高い状況です。

子ども・若者から働き盛り世代、高齢者まで「生きることの包括的な支援」（自殺総合対策大綱）に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、健康問題や経済問題などを抱えるハイリスク者に対する相談支援を推進していく必要があります。

（医療・福祉・介護）

- ・ 県央圏域の医師・歯科医師等の人口 10 万人当たりの人数は、平成 30 年において医師 313.6 人、歯科医師 121.0 人であり、共に県及び全国を上回っていますが、盛岡市中心部とその近隣に集中し、地域的偏在が課題となっています。
- ・ 少子高齢化が進展する中、将来の医療需要を見据え、高度急性期医療⁷から在宅医療まで切れ目のない医療提供体制を構築するため、引き続き、病院における病床機能の分化と連携や、診療所や基幹病院など医療機関の役割分担と連携を推進する必要があります。
- ・ 高齢者、障がい児・者、経済的に困窮している人、ひきこもり状態にある人や L G B T⁸ 等、様々な理由から課題を抱えている人々が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援など各種サービスの充実を図るとともに、住民相互が理解し合い、共に支え合うまちづくりが必要です。

また、元気な高齢者が担い手として地域の中で社会的な役割を持てるよう、介護予防や地域づくりを進めていく必要があります。

- ・ 共同体機能の脆弱化や、人口減少による地域社会の担い手不足等を背景に、8050 世帯⁹ やヤングケアラー、ダブルケアなど、従来の介護や障がい、子育てなどの属性別の支援体制では対応が困難な複雑化、複合化した支援ニーズが顕在化しており、属性や世代を問わない包括的な支援体制の構築を促進していく必要があります。
- ・ 新型インフルエンザ等新興感染症や自然災害などにおける健康危機に円滑に対応できるよう平常時から関係機関・団体等との連携による備えが必要です。

（子育て）

- ・ 県央圏域の出生数は、平成 21 年の 3,698 人から令和元年には 3,025 人とこの 10 年間で 673 人の減（2 割弱）となっており、未婚化、晩婚化の進展がこの要因のひとつとされていることから、結婚を望む人への結婚支援の取組の促進が必要です。
- ・ 安心して子どもを生み育てができるよう、子育て支援サービスの充実のほか、地域全体で子育て家庭を支援する取組が必要です。
- ・ 子どもの貧困や児童虐待などによる要保護児童が増加しており、児童相談支援体制の充実が必要です。

⁶ 受動喫煙：室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

⁷ 高度急性期医療：急性期（症状が急に現れる時期、病気になりはじめの時期）の患者に対し、状態の安定化に向けて、診療密度特に高い医療を提供するもの。

⁸ L G B T：性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）、G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）、B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）、T：こころの性とからだの性との不一致。

⁹ 8050 世帯：ひきこもり状態にある者と高齢の親が同居している世帯。

(スポーツ)

- ・ 県央圏域には、県営・市町営等のスポーツ施設が集積しており、スポーツ人材や関係団体が活動していますが、コロナ禍の活動の制約等により活動が停滞していることから、活動の活性化が必要です。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした世界規模のスポーツ大会ラッシュが終了し、今後もスポーツへの関心の高揚や身近な地域で気軽にスポーツに親しむ機運を高めていく必要があります。
- ・ 県央圏域8市町で構成する盛岡広域スポーツコミッショントにおいて、住民のスポーツ活動機会の充実など広域連携による地域スポーツの推進に向けた取組が進められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① こころと体の健康づくりの推進

- ・ こころと体の状態は、相互に影響を及ぼし合うことを踏まえ、地域の保健・福祉・医療・労働・教育などの関係機関・団体、事業所と連携し、こころと体の健康を関連付けながら、健康づくりに関する普及啓発や人材育成などの取組を進めます。
- ・ 地域や企業等に「健康づくり宣言」、「健康経営¹⁰」を普及啓発するとともに、出前講座や研修会等を通じ健康経営の取組を推進します。
- ・ 特定健康診査やがん検診の受診率、特定健康指導¹¹の実施率向上に向けて、管内の取組状況等の情報提供に取り組みます。

また、受動喫煙も含めた「たばこの健康への影響」について、飲食店や事業所等への普及啓発と禁煙を望む人への禁煙外来や相談機関の周知などにより禁煙サポート体制の充実を図ります。

- ・ 若年期からの生活習慣病予防として、食生活や運動、口腔ケア等の基本的生活習慣を確立するため、医師会等関係機関と連携し、生徒を対象とした出前講座を実施するほか、事業所向けの出前講座において保護者向けの普及啓発に取り組みます。

また、市町、学校、保育施設を対象とした研修会や食生活改善推進員の資質向上に取り組み、市町等と連携しながら食育を推進する人材の育成を推進します。

- ・ 生きることを支援し、自殺を防いでいくため、ネットワーク連絡会等の開催や事業所への出前講座などを通じ、精神疾患の正しい知識、ストレス対処方法などの普及啓発を行うほか、ゲートキーパー¹²などの人材の育成及び民間団体の活動支援に取り組み、相談しやすい環境づくりを推進します。
- ・ 心の不調に関する相談のほか、依存症、ひきこもりなどの専門相談に対応するとともに、専門相談の窓口について、関係機関・団体と連携して周知に努めます。

¹⁰ 健康経営：従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること（健康経営は、N P O 法人健康経営研究会の登録商標。）。

¹¹ 特定健康指導：特定健康診査の結果におけるリスクの保有状況に応じ、医師、保健師、管理栄養士等による生活習慣改善のために実施する指導。

¹² ゲートキーパー：悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ見守る人。

② 地域医療の確保充実と地域で支え合う福祉のまちづくりの推進

- ・ 県央圏域における病床機能の分化や医療機関の役割分担、連携体制について、保健、医療、福祉、行政で構成する盛岡構想区域地域医療構想調整会議において、具体的対応方針を検討し地域医療の確保充実を推進します。

また、在宅医療と介護サービスを一体的に受けることができるよう、在宅医療・介護に携わる看護師・介護支援専門員等を対象とした研修会を開催し、実践的な多職種連携による医療介護の提供体制の構築を促進します。

- ・ 認知症や障がいなどがあっても、地域でいきいきと暮らすことができるよう市町が推進する地域包括ケアのまちづくりを支援するとともに、認知症や障がいなどの理解の促進やひとにやさしい駐車場¹³の普及などに取り組みます。

併せて、相談支援やグループホーム、就労などの各種サービスの充実や、地域における見守りなどの支え合い活動の促進に向けて、圏域の連絡会議等において、関係機関・団体等と優良事例や課題を情報共有し、連携しながら取り組みます。

- ・ 地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、属性や世代を問わない個別支援と地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業¹⁴の市町における取組を促進します。
- ・ 医療、介護、福祉人材の育成・確保・定着を図るため、労働環境や待遇の改善を支援するほか、中学生を対象に出前講座等による進学・就職への動機付けなどの啓発に取り組みます。また、介護職員の負担軽減や業務の効率化を図るため、介護ロボット導入に係る国の支援制度の周知を行うなど普及促進に取り組みます。
- ・ コロナ禍において顕在化した生活困窮者の自立等を支援するため、生活困窮者自立支援制度¹⁵に基づく相談支援や就労支援、住居確保、家計改善等の事業を実施し、関係機関と連携して生活困窮者支援を推進します。

③ 新興感染症への対応と災害医療の推進

- ・ 新型インフルエンザ等新興感染症に対応するため、関係機関と連携し、地域における発生の早期探知や診療・検査・治療等の医療体制の整備に取り組むとともに、高齢者施設、医療機関等関係機関との訓練や研修等を実施します。

また、医療・介護・障がい・児童の各事業所等への指導・監査等の機会を捉えて、感染対策の徹底について指導します。

- ・ 災害時におけるニーズに対応した効果的な支援体制について、災害医療コーディネーター¹⁶、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等で構成する「盛岡地域災害医療対策連絡会議」において協議し、災害を想定した訓練を実施するなど、災害時の対応力の向上に取り組みます。

¹³ ひとにやさしい駐車場：障がい者、高齢者、妊娠婦等に「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行し、公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図る制度。

¹⁴ 重層的支援体制整備事業：属性や世代を問わない相談支援や社会とのつながりを回復する参加支援などの個別支援に加え、住民同士がつながり支え合う地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

¹⁵ 生活困窮者自立支援制度：生活保護に至る前の段階において早期的・包括的な支援を行うため、生活困窮者からの相談を受けて自立支援プランを作成し、居住確保支援、就労支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援などの各種支援を実施する制度。

¹⁶ 災害医療コーディネーター：大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言したり、医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う者。

④ 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進

- ・ 結婚を希望する方々への支援として、結婚を望む若者に出会いの機会を提供する“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i サポ」¹⁷が広く活用されるよう、市町と連携して周知に取り組みます。
- ・ 妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図るために、市町が行う「子育て世代包括支援センター」の運営や産前・産後サポート事業、産後ケア事業の取組状況などについて、市町等の担当者会議の開催を通じて情報共有を行うとともに、子育て支援従事者に対する研修会を開催し、人材育成に取り組みます。

また、子どもの相談機能を一体化し包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター¹⁸」の市町への設置を促進します。

- ・ 企業等も含めた地域全体で子育て家庭を支援するため、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度¹⁹の普及拡大や、「いわて子育て応援の店²⁰」の協賛店の拡大等に取り組みます。
- ・ 児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実のため、市町の要保護児童対策地域協議会へ参画し、助言・支援を行います。
- ・ 障がい児やその家族への支援を行う「児童発達支援センター」の設置を促進するため、盛岡広域圏障害者自立支援協議会に参画し、圏域内外の取組事例等を情報提供するなど事業所等の取組を支援します。
- ・ 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てるよう、生活困窮者自立支援制度に基づく相談事業等の実施により、各種手当や給付金、奨学金等の経済的支援制度を周知するなどの支援に取り組みます。

また、子どもの学習・生活支援事業を子ども食堂等と連携して実施するなど、子どもの居場所づくりの充実に取り組みます。

- ・ ひとり親世帯が孤立しないよう、支援員による出張相談会を行うほか、関係機関・団体等による連携会議を開催し、市町が取り組む見守りや相談支援の充実を支援します。

⑤ 生涯スポーツの普及啓発

- ・ 盛岡広域スポーツコミッショナーやプロスポーツチームと連携して、情報発信等を通じたスポーツへの関心の高揚を図ります。
- ・ 管内市町と連携し、スポーツ合宿等で滞在するアスリート等と地域との交流の機会等を通じた生涯スポーツの普及や地域スポーツの担い手の育成等を促進します。

¹⁷ “いきいき岩手”結婚サポートセンター「i サポ」：結婚を希望する県民を支援するため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が、県・市町村・民間団体等の連携により、県内 3カ所（盛岡市、奥州市、宮古市）に設置、運営している施設。

¹⁸ こども家庭センター：全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行う機関。令和4年の児童福祉法の改正により、市町村における設置が努力義務とされた。

¹⁹ 「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度：仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業等を表彰する制度。

²⁰ いわて子育て応援の店：18歳未満の子どもを同伴している方や妊婦の方を対象に、子育てにやさしいサービスを提供している店。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① こころと体の健康づくりの推進					
目標					
・いわて健康経営認定事業所数（事業者）					
現状値 R5 R6 R7 R8	106	146	166	186	206
現状値は令和3年の値					
事業所への「健康経営」等の普及啓発 市町及び関係機関・団体と連携した取組の強化					
保健所及び市町が実施するゲートキーパー養成数（人）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	898	2,498	3,298	4,098	4,898
現状値は令和3年の値					
盛岡圏域自殺対策アクションプランの推進 プラン策定 市町及び関係機関・団体と連携した包括的な取組の強化					
学校、職場、地域におけるうつ病等の正しい知識の普及啓発、相談窓口の周知、ゲートキーパーの普及					
② 地域医療の確保充実と地域で支え合う福祉のまちづくりの推進					
目標					
・在宅医療介護連携圏域会議事業研修会参加者数（人）					
現状値 R5 R6 R7 R8	88	90	91	92	93
現状値は令和3年の値					
在宅医療介護連携圏域会議事業研修会の開催					
・ひとにやさしい駐車場利用証制度駐車区画数（区画）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	259	265	267	269	271
現状値は令和3年の値					
ひとにやさしい駐車場利用証制度の普及促進					
・障がい者のグループホームの利用者数（人）					
現状値 R5 R6 R7 R8	747	771	783	795	807
現状値は令和3年の値					
圏域自立支援協議会の開催による優良事例や課題の共有					
・重層的支援体制整備事業を実施している市町数（市町）					
現状値 R5 R6 R7 R8	1	2	3	3	5
現状値は令和3年の値					
事業推進会議、個別支援会議等への参画、担当職員の派遣					
・地域医療・介護人材育成事業「出前講座」参加者数（人）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	608	1,808	2,408	3,008	3,608
現状値は令和3年の値					
市町における重層的支援体制整備事業の取組への支援					
管内中学校での「出前講座」の実施					
介護従事者の負担軽減の支援（介護ロボットの普及等）					



県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・自らの生活習慣改善
- ・検診等の積極的な受診
- ・市町等の取組への参加
- ・住民相互の支え合いへの参加
- ・スポーツ活動への参加

(企業・団体)

- ・食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進
- ・がん検診、特定健診、特定保健指導²¹の円滑な実施
- ・受動喫煙防止の取組
- ・食育活動の実践
- ・健康経営の推進
- ・こころの健康に関する普及、啓発、相談
- ・ゲートキーパー養成研修の受講
- ・適正な介護保険サービスの提供
- ・認知症サポーター²²や認知症キャラバン・メイト²³の養成研修の受講
- ・生活支援及び多様で安心できる住まいの提供
- ・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備
- ・地域の子育て支援サービスへの協力、協賛
- ・「いわて子育て応援の店」、「いわて結婚応援の店」への参加
- ・一般事業主行動計画²⁴の策定、推進
- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組実施
- ・民間団体等による子育て支援活動

(関係機関)

- ・県民の健康づくりの取組の支援
- ・かかりつけ医が患者に対する救急受診に必要な病状説明の取組
- ・地域住民ができるだけかかりつけ医を持つための支援
- ・開業医等が患者に対する連携病院の情報提供
- ・医療機関による訪問診療、訪問看護の積極的推進
- ・勤務医負担軽減のための病院におけるクラークの導入
- ・地域医療の充実に向けた取組推進
- ・在宅患者等への服薬支援の検討

²¹ 特定保健指導：特定健康診査の結果におけるリスクの保有状況に応じ、医師、保健師、管理栄養士等による生活習慣改善のために実施する指導。

²² 認知症サポーター：地域の住民や企業の従業員、学生などで認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者。

²³ 認知症キャラバン・メイト：認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法などを伝える認知症サポーター養成講座の講師を務めることができる者。

²⁴ 一般事業主行動計画：企業が、「次世代育成支援対策推進法」（「次世代法」）に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画。雇用する労働者が101人以上の企業は、「一般事業主行動計画」を策定し、速やかに届け出なければならないとされているほか、雇用する労働者が100人以下の企業も、同様の努力義務が課せられている。

- ・医療機関、学校、高齢者施設等による新興感染症の発生等のサーベイランス、医療機関等による検査・診療体制、治療体制の整備
- ・災害時における対応マニュアルの策定・関係機関との連携体制の構築
- ・小児救急医療の推進、電話相談
(市町)
 - ・各種検診等や健康教育、普及啓発
 - ・受動喫煙防止のための対策の推進
 - ・食育推進計画の推進
 - ・うつ病や自殺予防に関する住民への普及、啓発、相談
 - ・ゲートキーパーの養成・育成
 - ・住民組織の育成・支援
 - ・地域医療の充実に向けた住民に対する啓発広報
 - ・医療と介護の連携に向けた既存の話合いの場の積極的活用
 - ・介護保険制度の適正運営
 - ・認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成
 - ・地域包括ケアシステム²⁵の構築
 - ・地域自立支援協議会の運営
 - ・市町障がい福祉計画の推進
 - ・重層的支援体制整備事業の実施
 - ・生活困窮者自立支援制度の関係機関との連携強化
 - ・新興感染症における住民等への情報提供、相談窓口の設置等
 - ・災害時における関係機関との連携体制の充実・強化
 - ・子ども・子育て支援事業計画の推進
 - ・保育を必要とする子どもの利用定員の確保
 - ・妊産婦等への保健指導の充実
 - ・周産期医療機関との連携
 - ・放課後児童クラブの整備促進
 - ・子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む団体との連携

【関連する計画】

- ・岩手県保健医療計画（地域編）（計画期間 平成 30 年度～令和 5 年度）
- ・健康いわて 21 プラン（第二次）（計画期間 平成 26 年度～令和 5 年度）
- ・イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）
 - （計画期間 平成 26 年度～令和 5 年度）
- ・岩手県がん対策推進計画（第三次）（計画期間 平成 30 年度～令和 5 年度）
- ・岩手県自殺対策アクションプラン（計画期間 令和元年度～令和 5 年度）
- ・いわていきいきプラン（2021～2023）（計画期間 令和 3 年度～令和 5 年度）

²⁵ 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

- ・いわて子どもプラン（岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画）（計画期間 令和2年度～令和6年度）
- ・盛岡障がい保健福祉圏域計画（岩手県障がい者プラン地域編）
（計画期間 平成30年度～令和5年度）
- ・岩手県地域福祉支援計画[第3期]（計画期間 令和元年度～令和5年度）
- ・岩手県子どもの幸せ応援計画（岩手県子どもの貧困対策推進計画）
（計画期間 令和2年度～令和6年度）

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

2-(1) 豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって享受できる地域社会をつくります（環境保全等）

(基本方向)

生物多様性の確保を通じて自然との共生を図り、豊かな自然の恵みを将来にわたって享受することができるよう、地域住民、環境保全活動団体、事業者、行政等が相互に連携し環境保全活動などを推進するとともに、地域における子どもたちへの環境学習の取組等を支援します。

また、循環型地域社会の形成を進めるため、住民や事業者、行政のそれぞれが廃棄物の発生抑制（ごみの減量化）や再使用・再生利用等3R¹の取組を推進するとともに、産業廃棄物の不適正処理の監視・指導を行います。

さらに、人と動物が共生する社会の実現に向けて、動物愛護団体等と連携し動物の適正飼養の普及や動物譲渡の取組を推進します。

現状と課題

- SDGsの目標である環境汚染の削減、生物多様性の確保や陸の豊かさを守る取組を推進する必要があります。
- 森川海条例²に基づき、森、里、川など、身近な環境や希少な野生動植物を守り育てる活動を行っている住民、環境保全活動団体、事業者、行政等が連携を深め、子どもたちへの環境教育等を通じて豊かな自然と触れ合い守り育んでいく大切さを、次の世代に伝えていく必要があります。
- 圏域内の公共用水域の水質汚濁の代表的な指標である、BOD等の環境基準達成率は、平成27年度以降、100%を達成しており、引き続き良好な水環境を保つ必要があります。
- ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の増加、生息域の拡大による農林業被害やツキノワグマによる人身被害が生じていることから、広域的な野生鳥獣被害対策や捕獲を担う狩猟者を確保する必要があります。
- 県央圏域の一人一日当たりの家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量は、令和2年度において518グラムとなっており、平成30年度から増加傾向にあります。新型コロナウィルス感染症による生活様式の変化の影響もありますが、引き続き市町と協働し、3Rによる家庭系ごみの減量化や食品ロスの削減に取り組む必要があります。
- 猫への無責任な餌やりや繁殖制限の無実施による多頭飼育の例が跡を絶たず、引き取り頭数が多い状態が継続していることから、動物愛護思想の普及と動物のいのちを大切にする取組を推進する必要があります。

¹ 3R : Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（=循環型社会）をつくろうとするもの。

² 森川海条例：岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年～）。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 多様で豊かな環境の保全・保護の推進

- ・ 森、里、川などの身近な自然環境の保全活動や希少野生動植物の保護活動を行っている住民、環境保全活動団体、N P O、事業者等の相互の連携と協働を支援するとともに、各団体の情報共有等を図るため、活動発表会や研修会を開催するなど、環境保全活動の活発化に向けて取り組みます。
- ・ 環境保全活動団体や学校が行う、移入植物駆除、清掃活動等による環境保全意識の醸成や水生生物調査、自然観察会、森林学習等の環境学習を支援するとともに、ふるさとの森・里・川を守り育てる活動応援キャラクターの「りば～るくん³」を活用した、環境保全や生物多様性に関する意識の普及啓発活動に取り組みます。
- ・ りば～るくんの郷づくりパートナー認定制度⁴で認定したパートナー、地域住民、環境保全活動団体、行政の協働のもと、それぞれが主体性を持ちながら環境保全活動や環境学習が行われるよう取組を促進します。
- ・ 良好な大気の保全のために大気汚染物質、水環境保全のために河川・湖沼及び地下水のモニタリングを実施するとともに、ばい煙や汚水等を排出する事業者の監視・指導に取り組みます。
- ・ きれいで健全な水環境を確保・維持していくため、県民の参加による河川等の保全などの取組を支援するとともに、公共下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設の計画的な整備を推進します。
- ・ 市町等関係機関と連携して、ニホンジカ、イノシシ等有害鳥獣の捕獲、ツキノワグマによる人身被害防止に取り組むとともに、個体数管理に大きな役割を担う人材の育成を推進します。

② 3 Rと廃棄物の適正処理の推進

- ・ 家庭における適切なごみの分別収集、プラスチックごみや生ごみを減らすための工夫など家庭系ごみ減量化に向けた3 Rの取組を促進するため、市町が開催する環境審議会等を通じて地域の実情に応じたごみ減量化等の取組を促進します。
- ・ 小規模小売店等への「エコ協力店いわて⁵」認定を進めることなどにより、3 Rの普及・推進を図るとともに、事業者による廃棄物のゼロエミッション⁶に向けた3 Rの取組を推進します。
- ・ 県央圏域の市町等が効率的なごみ・し尿処理や環境負荷の低減などによる循環型地域社会を形成するために継続して進めている、県央ブロックごみ・し尿処理広域化の取組を促進します。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理に対する監視・指導を強化するとともに、事業者等に対しては事業場への立入監視等を実施し、産業廃棄物の適正な処理の推進に取り組みます。

³ りば～るくん：盛岡広域振興局の環境保全活動応援キャラクター。きれいな川に住む希少種の二枚貝である「カワシンジュガイ」がモデルで、ポシェットに「ヤマメ」が入っている。

⁴ りば～るくんの郷づくりパートナー認定制度：地域の環境保全活動を指導、支援してくれる人材の育成・養成のための制度で、盛岡広域振興局が取り組む独自の事業。（平成30年度～令和4年度、認定人数17名）

⁵ エコ協力店いわて：ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む店として、県が市町村とともに認定する「エコ協力店いわて認定制度」により認定された店のこと。

⁶ ゼロエミッション：産業や地域から排出されるプラスチックを含む廃棄物をできるだけゼロに近づける取組のこと。

③ 動物愛護思想の普及と適正飼養の推進

- ・ 動物愛護団体と連携し、飼い主等に対する動物の終生飼養⁷や繁殖制限措置などの動物の適正飼養の普及啓発に取り組むとともに、飼い主のいない犬・猫の譲渡の取組を推進します。
- ・ 社会的孤立、経済的困窮等の問題が絡んでいる犬・猫の多頭飼育の問題に対し、福祉関係機関との連携を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 多様で豊かな環境の保全・保護の推進					
目標					
・水と緑を守り育てる環境保全活動数（件）	地域住民、環境保全活動団体等の活動の推進				
現状値	R5	R6	R7	R8	
44	44	44	44	44	
現状値は令和3年の値					
・水生生物調査参加団体数（団体）	環境保全団体等との連携による水生生物調査実施への取組支援				
現状値	R5	R6	R7	R8	
35	39	39	39	39	
現状値は令和3年の値					
・排水基準適用の事業場における排水基準適合率（%）	排水基準適用の事業場における汚水等について、排出基準の適合を維持させるための監視指導				
現状値	R5	R6	R7	R8	
100	100	100	100	100	
現状値は令和3年の値					
・新規狩猟免許取得件数（件）	市町、地区猟友会等との連携、人材育成等支援				
現状値	R5	R6	R7	R8	
117	100	100	100	100	
現状値は令和3年の値					
② 3Rと廃棄物の適正処理の推進					
目標					
・県央圏域の住民一人1日当たり家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量（g）	プラスチックごみの減量化等3Rの普及啓発				
現状値	R5	R6	R7	R8	
518	(R4) 511	(R5) 505	(R6) 498	(R7) 491	
現状値は令和2年の値					
・産業廃棄物適正処理率（%）	市町、事業者等へのごみ減量化の支援				
現状値	R5	R6	R7	R8	
99.8	100	100	100	100	
現状値は令和3年の値					
産業廃棄物の適正処理を目指し、監視指導					

⁷ 終生飼養：所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）													
	～R4	R5	R6	R7	R8									
③ 動物愛護思想の普及と適正飼養の推進 目標 ・犬・猫の返還・譲渡率（%） <table border="1"> <tr> <th>現状値</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </table> 現状値は令和3年の値	現状値	R5	R6	R7	R8	100	100	100	100	100				
現状値	R5	R6	R7	R8										
100	100	100	100	100										

県以外の主体に期待される行動

(県民・企業等)

- ・環境学習、各種環境保全活動への参加
- ・有害鳥獣被害防止対策への協力
- ・動物の適正飼養と終生飼養

(市町・学校等)

- ・環境に係る情報提供や環境教育の推進等
- ・住民への3Rの普及啓発
- ・ごみ減量化、資源化、処理の効率化に向けた取組
- ・有害鳥獣被害防止対策の推進
- ・住民への動物の適正飼養の普及啓発

【関連する計画】

- ・岩手県環境基本計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・岩手県食品ロス削減推進計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・盛岡広域管内流域基本計画（計画期間 平成28年度～令和7年度）
- ・第13次鳥獣保護管理事業計画（計画期間 令和4年度～令和9年度）
- ・第3次岩手県動物愛護管理推進計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを 生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

2-(2) 豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来に わたって享受できる地域社会をつくります(脱炭素)

(基本方向)

気候変動をはじめとする地球環境の危機に対応し、自然環境や資源・エネルギー、社会基盤などを持続可能なものとして次世代に引き継いでいくため、県民や事業者、行政による温室効果ガス排出削減対策を推進するとともに、地域資源を最大限に活用し、再生可能エネルギーの導入促進、森林の循環利用による森林吸収源対策を推進します。

これらの取組により、地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の形成を目指します。

現状と課題

- 令和元年度における本県の温室効果ガス排出量は、基準年（平成25年）比で21.9%減となっており、2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて、県民や事業者、行政の連携のもと更なる取組が必要です。
- 県央圏域の市町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画（区域施策編）を4市町が策定しています。また、地域脱炭素ロードマップに基づく脱炭素先行地域の創出に向けた取組が行われており、地域の脱炭素化に向けて、圏域で取組を推進する必要があります。
- 盛岡広域振興局の事務事業に係る令和2年度の温室効果ガス排出量は1,186トンとなり、前年度比約16%増となったことから、温室効果ガス排出量の削減に向けて取組を進める必要があります。
- 本県の再生可能エネルギーの導入量は、太陽光を中心に順調な導入が進んでおり、再生可能エネルギーの導入促進などによる温室効果ガス排出削減対策等を一層推進する必要があります。
- 本県の温暖化対策に寄与する重要な吸収源である森林について、間伐・再造林等の森林整備や地域材の利用を促進する森林の循環利用を進める必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 温室効果ガス削減対策の推進

- 一定規模以上の事業所が策定する「地球温暖化対策計画書¹」の目標達成に向けた支援、「いわて地球環境にやさしい事業所²」認定制度の普及拡大とエコスタッフの養成を通じて、事業

¹ 地球温暖化対策計画書：県民の健康で快適な生活を確保するための環境保全に関する条例に基づき二酸化炭素排出量が多い事業者に対して、地球温暖化対策計画書の作成と地球温暖化対策実施状況届出書の作成が義務付けられている。

² いわて地球環境にやさしい事業所：地球温暖化を防止するための施策の推進を図るために制度で、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を岩手県が認定しているもの。

所における温室効果ガス削減対策の取組を推進します。

- ・ 地球温暖化問題の一層の理解や自発的な地球温暖化対策の実践に向けて、学校における取組や地球温暖化対策地域協議会等の地域における取組を推進します。
- ・ 園芸施設での木質バイオマスボイラー等の活用、水田からのメタンガス発生を抑制する水管理のほか、スマート農業と環境に優しい生産技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換などの取組を推進します。
- ・ 持続可能な農業生産活動を推進していくため、環境保全型農業直接支払交付金制度の取組支援により、有機農業等温室効果ガスの削減に資する農業生産活動を推進します。
また、第三者認証GAPを必要とする農業者の認証取得の支援や、化学肥料の使用量低減に向けて耕畜連携の推進等に取り組みます。
- ・ 市町の脱炭素化に向けて、先進事例の情報共有等を通じて取組を支援するとともに、市町が行う地球温暖化対策実行計画の策定やその円滑な実施等に関し、情報提供や助言などの支援に取り組みます。
- ・ 県の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に向け、再生可能エネルギーの導入を推進するほか、設備の導入や管理運用改善により省エネルギー化を図ります。

② 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 地域資源である太陽光、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した市町等の取組を情報共有し、管内の取組を促進します。
- ・ 県有施設で使用する電力を再生可能エネルギーで賄えるよう取り組み、エネルギーの地産地消を推進します。
- ・ 公共施設等での再生可能エネルギーの利活用を促進するなど、圏域内における利用を推進します。
- ・ 木質バイオマス燃料材³として、松くい虫⁴被害材をチップ化し、利用を促進します。
- ・ 民間企業への木質バイオマス利用機器の導入を普及啓発し、木質バイオマスエネルギーの有効活用を促進します。

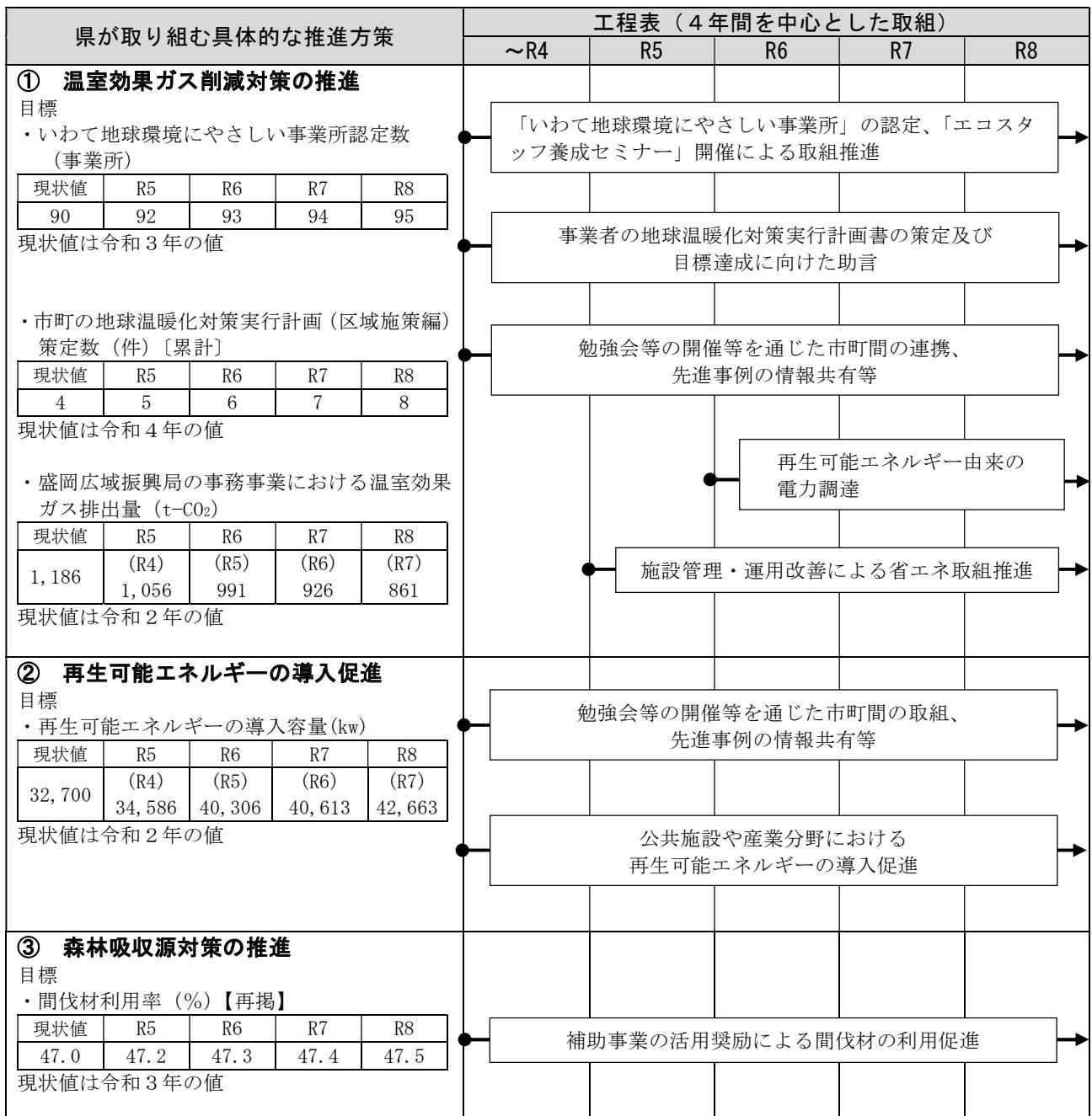
③ 森林吸収源対策の推進

- ・ カーボンニュートラルに資する森林資源の循環利用に向けて、森林施業の集約化、路網⁵の整備、林業の低コスト化、高性能林業機械の導入支援により、再造林・搬出間伐を促進します。
- ・ 建築事業者への啓発活動等を通じて、アカマツ材等地域材の建材への利用を促進します。

³ 木質バイオマス燃料材：木質ペレット、木質チップ、薪、製材加工の廃材などの木材由来の生物資源燃料。

⁴ 松くい虫：正式名称はマツノマダラカミキリが媒介する体長1mm程度の線虫が、松の幹の中で増殖し、通水組織を破壊することにより、松が枯れる原因となる。

⁵ 路網：林道、林業専用道、森林作業道から構成され、保育・素材生産等の施業を効率的に行うため林業で最も重要な生産基盤。



県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・省エネ、節電等の温室効果ガスの排出量削減のための取組
- ・環境への負荷の少ない製品・商品、サービスの選択等のエシカル消費⁶の実践
- ・環境学習、各種環境保全活動への参加
- ・再生可能エネルギーの積極的な導入

(事業者)

- ・環境負荷の低減に寄与する製品やサービスの提供
- ・製品や商品の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する正確・適切な情報提供
- ・県や市町等が行う地球温暖化対策への連携協働した取組
- ・省エネルギー・再生可能エネルギーの新技術開発や実用化、製品開発
- ・再生可能エネルギーの導入
- ・いわて地球環境にやさしい事業所の認定に向けた取組
- ・地球温暖化対策実行計画書の策定及び目標達成に向けた取組（一定規模以上の事業者）

(教育機関・地域活動団体等)

- ・学校や地域において地球温暖化対策に関して学ぶ機会の提供
- ・事業者の省エネルギー対策等への支援、助言
- ・住民や事業者、各市町等への専門的な知見の提供、環境人材の提供

(市町)

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）の取組の実施
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定と取組の実施
- ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに配慮した公共施設の整備
- ・地域住民への地球温暖化対策に係る普及啓発、情報提供の実施

【関連する計画】

- ・岩手県環境基本計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第3期）
（計画期間 令和5年度～令和8年度）

⁶ エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら、消費活動を行うこと。

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

3 歴史と文化を継承しながら、新たなつながりや活力を感じられる地域づくりを進めます

(基本方向)

少子高齢化や若年層の流出により人口減少が急速に進行する中で、将来にわたって活力ある地域社会を実現していくために、圏域における共通する課題について、各市町の特色を踏まえた取組を促進するとともに、広域圏で連携を図ることにより、各地域が抱える弱みを補完し合い、強みの相乗効果を発揮した地域づくりを進めます。

また、本県への新しい人の流れを生み出すため、市町や関係団体と連携して、関係人口の拡大や移住・定住を促進するとともに、移住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる機会や環境づくりを進め、地域の活性化を図ります。

さらに、地域コミュニティ機能の維持・活性化を図るため、地域資源を生かした持続可能な地域コミュニティづくりを推進するとともに、住民主体の取組の支援や地域コミュニティ活動を支える人材を育成します。

加えて、地域の特色を生かした地域活性化を図るため、文化芸術のもつ創造性やスポーツの訴求力を生かした取組を推進します。

現状と課題

- ・ 盛岡広域圏の一体的な発展を目指すため、みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン¹に基づく広域連携の取組が行われており、市町の共通する課題について、連携により効率化・最適化を図っていく必要があります。
- ・ 県央圏域における令和3年の人口は460,307人で、平成27年の476,758人と比べ約3%減少しており、特に管内北部（八幡平市・葛巻町・岩手町）の人口減少（平成27年：46,391人→令和3年：40,931人、▲11.7%）が進んでいます。
- ・ 本県の移住相談窓口等において受け付けた相談件数は、平成28年度以降増加傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとした地方移住への関心が高まっています。
- ・ 地域おこし協力隊²をはじめ、移住された方々が、県内各地で様々な地域活動を行っており、活動のさらなる充実と地域への定着を図る必要があります。
- ・ 人口減少・少子高齢化の進行、新型コロナの影響によるコミュニティ活動への参加の機会の減少等により、地域コミュニティの機能低下や担い手不足が大きな課題となっていること

¹ みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン：盛岡広域圏を構成する8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町）が「連携中枢都市圏」を形成するにあたり、当広域圏が目指す中長期的な将来像や具体的な取組を定めたもの。

² 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

から、持続可能な地域づくりと地域活動を支える人材の育成に取り組む必要があります。

- ・ 令和4年県民意識調査によると、県央圏域における「地縁的な活動³をしている割合」(28.7%) や「ボランティア・N P O・市民活動への参加割合」(13.1%) は、広域振興圏別では最も低い状況にあります。
- ・ 人口減少に加え、新型コロナの影響に伴う新しい生活様式の定着などによる公共交通利用者の減少により、地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあり、地域公共交通の維持・確保に向けた支援等に取り組む必要があります。
- ・ ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン（八幡平市）の開校（令和4年8月）などにより、今後、外国人との交流等が進むことが予想されることから、多文化共生の地域づくりが求められています。
- ・ 県央圏域には、県営・市町営等の文化スポーツ施設が集積しており、文化スポーツ人材や関係団体が活動していますが、高齢化に加えてコロナ禍の活動の制約等で弱体化が進んだ団体等の活性化が必要です。
- ・ 県央圏域の都市部には、大学や各種専門学校、企業が集積しており、それらの連携のもと、文化芸術のもつ創造性を生かした産業振興や地域活性化の取組の展開が期待されます。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 広域連携による持続可能なまちづくりの推進

- ・ 市町が進める「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に基づく取組を支援するとともに、S D G s やデジタル化の推進など市町のニーズを踏まえ、圏域や他県・首都圏と連携した取組を進め、連携による持続可能なまちづくりを推進します。

② 関係人口の拡大と移住・定住の促進

- ・ 岩手県U・Iターンセンターやふるさと回帰支援センター等と連携し、県央圏域の暮らしの魅力発信や市町への移住相談の機会を創出し、関係人口や移住希望者の拡大を図るなど、市町への移住相談者や移住者の増加につなげる取組を推進します。
- ・ 市町・大学等と連携し、本県出身者や岩手ゆかりの方への情報発信に取り組むほか、テレワークを推進する首都圏の企業等への働きかけなど移住定住につながる取組を推進します。
- ・ 県央圏域の移住定住を推進する関係者のネットワークづくりや移住者間の交流を推進し、県外からの人材の地域への定着を促進します。

③ 持続可能な地域コミュニティづくりと活動を支える人材の育成

- ・ 市町、N P O、自治会や町内会などと連携し、住民が主体となった優良事例の調査研究や活性化に向けた取組の展開を通じて、地域住民が主体となったコミュニティ活動や活動をリードする人材の育成を支援します。
- ・ 市町や大学等と連携し、学生自らの興味・関心を生かした取組の実践を通じて、地域課題の解決や若者と地域とのつながりづくりを推進します。
- ・ 地域公共交通の維持・確保に向けて、市町が行うコミュニティバス⁴やデマンドバス⁵の運行等、交通ネットワークの再編や地域公共交通の利用促進等に関係機関と連携しながら取り

³ 地縁的な活動：自治会、町内会、婦人会、青年団、子ども会などが行う活動。

⁴ コミュニティバス：地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される乗合バス。

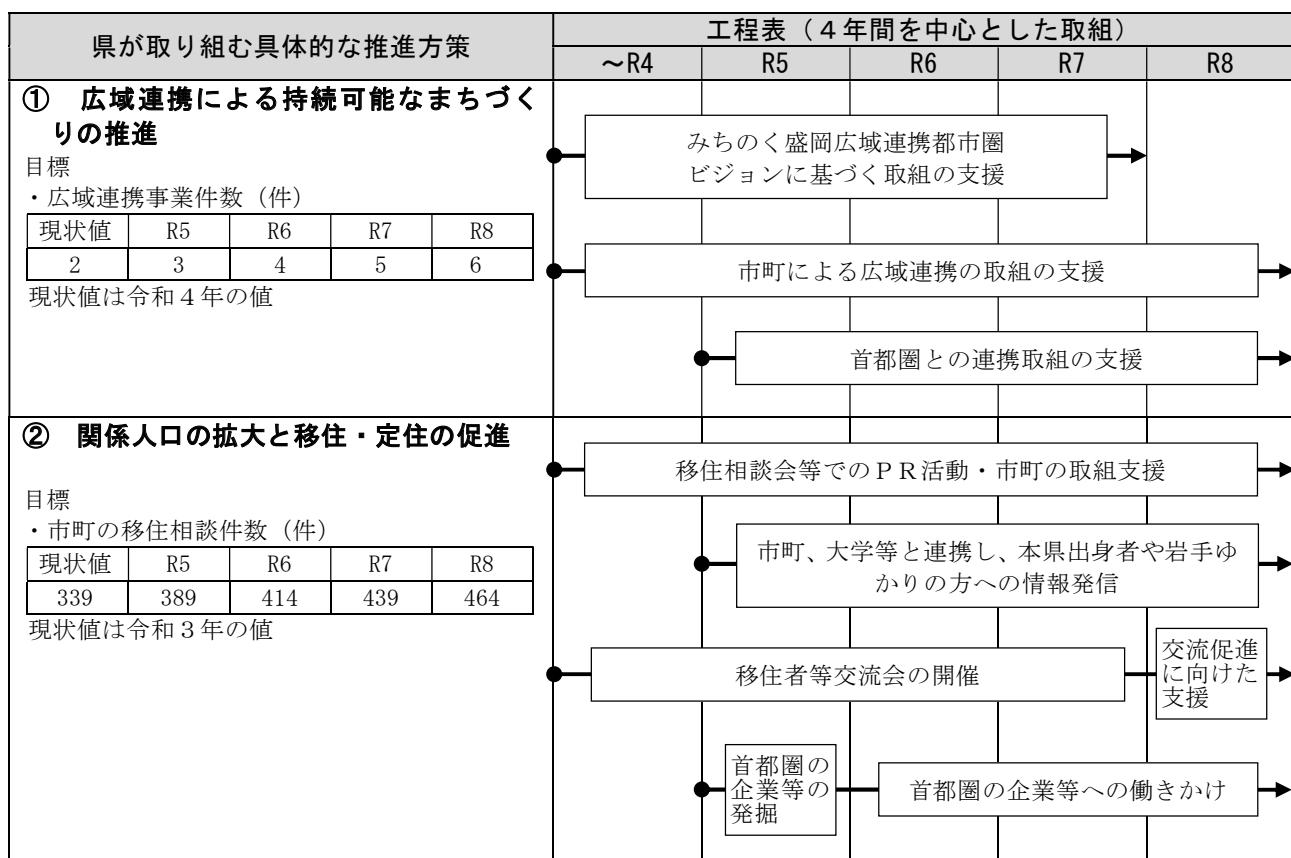
⁵ デマンドバス：利用者の予約により区域内を運行する予約制のバス。

組みます。

- ・ ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校を契機とした、互いの文化や習慣の理解を深めるための取組を推進します。

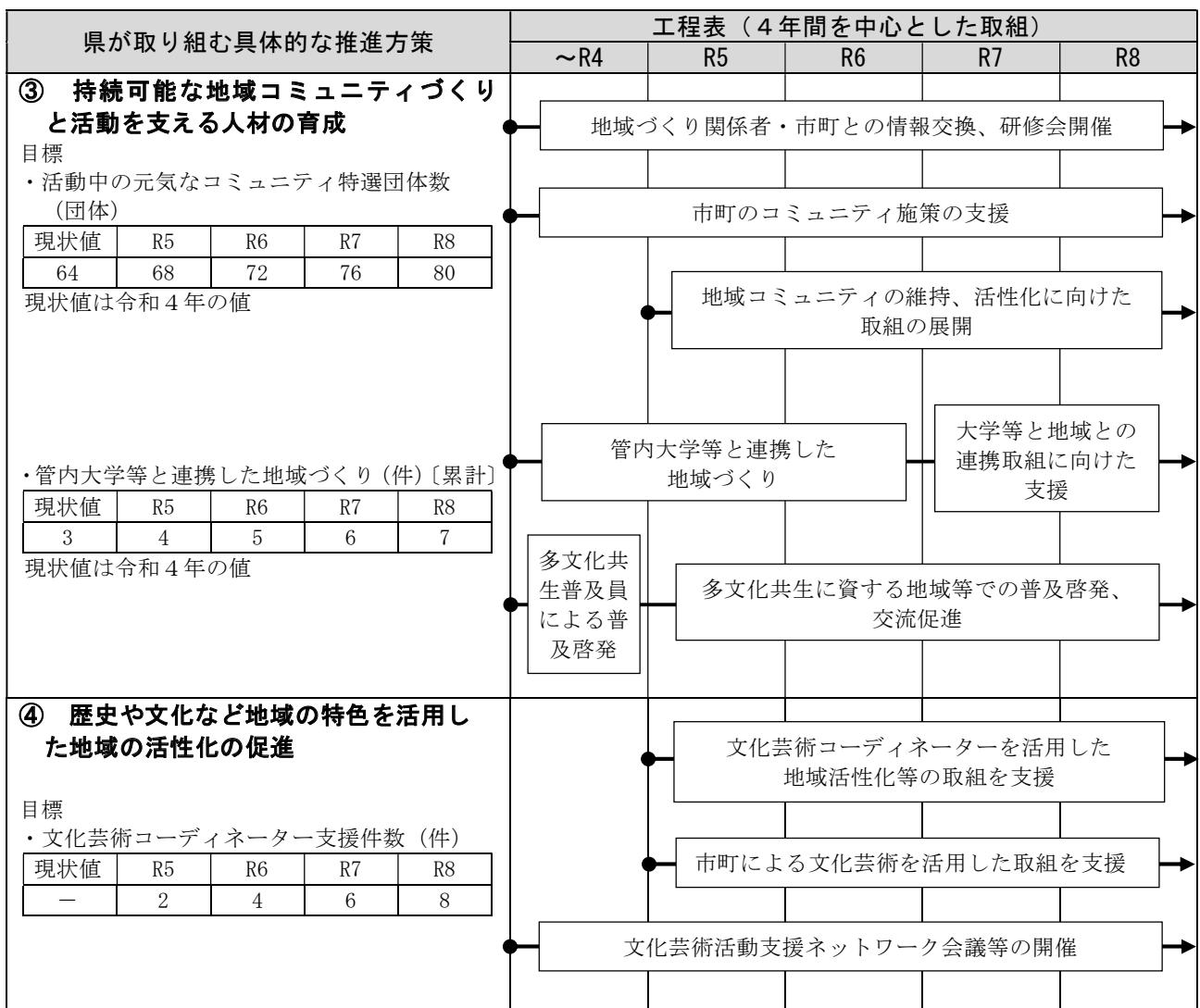
④ 歴史や文化など地域の特色を活用した地域の活性化の促進

- ・ 文化芸術コーディネーター⁶の活用により、文化芸術活動や鑑賞に係るニーズのマッチング、助言、普及啓発等を通じ、地域における文化芸術活動を活性化するとともに、地域が抱える課題解決に向けて文化芸術のもつ創造性を生かした取組を支援します。
- ・ 文化芸術コーディネーターを核とする文化芸術活動支援ネットワークを活用し、各地域の歴史や文化など地域の特色を活用した暮らしに潤いを与える取組を促進します。
- ・ 文化芸術・スポーツ団体、N P Oや市町村等が行うアーティスト・イン・レジデンス⁷やスポーツ合宿等で滞在するアーティストやアスリート等と地域との交流による地域の活性化などの取組を支援します。



⁶ 文化芸術コーディネーター：地域の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術と住民をつなぐことを目的に、県内4広域振興圏に設置しているもの。

⁷ アーティスト・イン・レジデンス：各種の芸術制作を行う芸術家等が、一定期間ある土地に滞在しながら作品の創作活動を行う取組。



県以外の主体に期待される行動

(県民・団体)

- ・地域コミュニティ活動への参画
- ・地域公共交通の積極的な利用
- ・移住者等新たな住民の受入理解
- ・移住者等新たな住民のサポート・交流
- ・地域課題の把握と課題解決に向けた取組
- ・自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信
- ・文化芸術・スポーツ活動への参加、理解

(企業)

- ・就職・仕事に関する情報の発信
- ・移住者への支援
- ・働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備
- ・テレワークやワーケーション⁸など地方への移住に資する勤務形態の柔軟化

⁸ ワーケーション：Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。

- ・安全な輸送サービスの提供と利便性向上に向けた取組
- ・地域活動・交流機会等への参加奨励
- ・文化芸術・スポーツ活動への支援
- ・社員等の文化芸術・スポーツ活動参加に向けた環境整備
(教育機関)
- ・学生等の地域コミュニティ活動への参加
- ・知見による地域課題の解決に向けた研究や取組
- ・物的・人的資源の効果的な活用
- ・施設の開放等の推進
(市町)
 - ・地域コミュニティの育成・活性化
 - ・地域住民と連携した地域課題の把握と課題解決に向けた取組
 - ・地域公共交通を確保する取組
 - ・移住者等新たな住民が暮らしやすい環境整備
 - ・地域おこし協力隊の活動サポート及び定着に向けた支援
 - ・移住者の相談・支援受入体制の充実
 - ・移住希望者や市町出身者への情報発信
 - ・移住者の実態把握
 - ・文化やスポーツ活動を通した地域の課題解決の取組

【関連する計画】

- ・第2期みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・岩手県文化芸術振興指針（計画期間 令和2年度～令和6年度）
- ・岩手県多文化共生推進プラン（計画期間 令和2年度～令和6年度）

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを 生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

■ 4 過去の教訓を踏まえた防災対策を進めます

(基本方向)

激甚化・頻発化する洪水災害から生命や財産を守るため、人口や資産が集積している地域や近年被害を受けた地域の施設整備を進めるとともに、大規模な地震発生時に備え、木造住宅の耐震性の向上や主要な幹線道路における橋梁の耐震補強を推進します。

また、東日本大震災津波や近年の各種災害における経験・教訓を踏まえ、職員の能力向上を図るとともに、住民が自らの身を自ら守る意識の醸成、自主防災組織など、地域の安全を地域が守る体制の整備について、県、市町、住民、地域コミュニティ、事業者等が連携して取り組むほか、地震・風水害・火山等の広域災害発生時における圏域市町の連携・協力を促進することにより、住民の安全・安心の確保と地域防災力の強化を図ります。

さらに、高病原性鳥インフルエンザ等発生時は迅速かつ適切な殺処分等の防疫措置の実施が求められることから、訓練等を通じて、職員の対応力の向上に取り組みます。

現状と課題

- 異常気象に伴う大規模かつ広域的な自然災害及びこれに伴う甚大な被害が発生していることから、洪水・土砂災害による被害を軽減する防災施設の整備のほか、住民の的確な避難行動を導く災害関連情報の充実や住民の防災意識の高揚、災害時における連携体制の構築などが求められています。
- 詳細な地形図により、土砂災害が発生するおそれがある危険箇所を確認し、危険性がある新たな箇所の基礎調査の結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、警戒避難体制の充実強化を図る必要があります。
- 東日本大震災津波による地震被害を教訓として、建物の耐震化の必要性が再認識され、今後発生する地震に備え、木造住宅の耐震性の向上や橋梁の耐震化が求められています。
- 大規模災害発生時における市町村間の相互応援体制については、全県で締結されている「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（平成8年10月7日）」や、「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に基づいて、管内8市町の相互支援体制として締結した「盛岡広域圏における備蓄物資の相互融通に関する覚書（令和2年12月11日締結）」により構築されており、連携して取組を促進していく必要があります。
- 平成30年3月に策定された「岩手山火山避難計画」に基づき、県、関係市町、関係機関等が連携し、適切な火山防災対策を行う必要があります。
- 県央圏域においても家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等発生のおそれがあること、また、令和3年12月に県内初の豚熱（C S F）が発生したことから、さらに危機管理能力を強化していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 河川改修や砂防施設による防災安全度の向上

- ・ 河川の氾濫による浸水被害等を未然に防止するため、木賊川、岩崎川、北上川・松川（盛岡市川崎地区）、北上川（岩手町沼宮内地区）、安比川、滝名川、大白沢川等の整備を推進します。
- ・ 要配慮者利用施設や避難所、学校など公共的施設が立地する箇所や被災箇所の砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設の整備を推進します。
- ・ 今後、岩手山で想定される噴火対策として、火山砂防施設の整備を推進します。

② 地震に強い社会資本の整備

- ・ 地震発生後の救助・救援活動などを迅速に行うため、緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強を推進します。
- ・ 既存建築物の耐震性の向上を図るため、特に木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。

③ 市町、関係団体、地域住民との連携による防災対応

- ・ 土砂災害警戒時における避難が速やかにできるようにするため、市町、警察、水防団体、地域住民、ボランティアとの連携による土砂災害危険箇所の点検を行うとともに、岩手県風水害対策支援チーム会議の開催などにより地域と密接に連携しながら、増水時における迅速な避難指導と適切な防災対応を行います。
- ・ 市町が実施する防災訓練段階から職員（現地連絡員）を参加させ、災害発生時における情報収集や連絡体制の確立など市町との連携体制の強化を図るとともに、防災関係研修会の実施等を通じて、職員の危機管理対応能力の向上を図ります。
- ・ 8市町が進める「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に基づき、県央圏域内で発生する自然災害への相互支援体制の円滑な運用や市町が行う自主防災組織の育成・活性化の取組を支援します。
- ・ 岩手山火山防災協議会幹事会に参加し、火山噴火に対する情報伝達や救助体制の構築等、避難及び救助活動等が効果的かつ安全に実施されるよう、各機関の協力体制づくりを支援します。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等発生時に迅速かつ適切に対応するため、職員を対象とした研修会を実施するとともに、関係団体と連携した訓練を実施します。

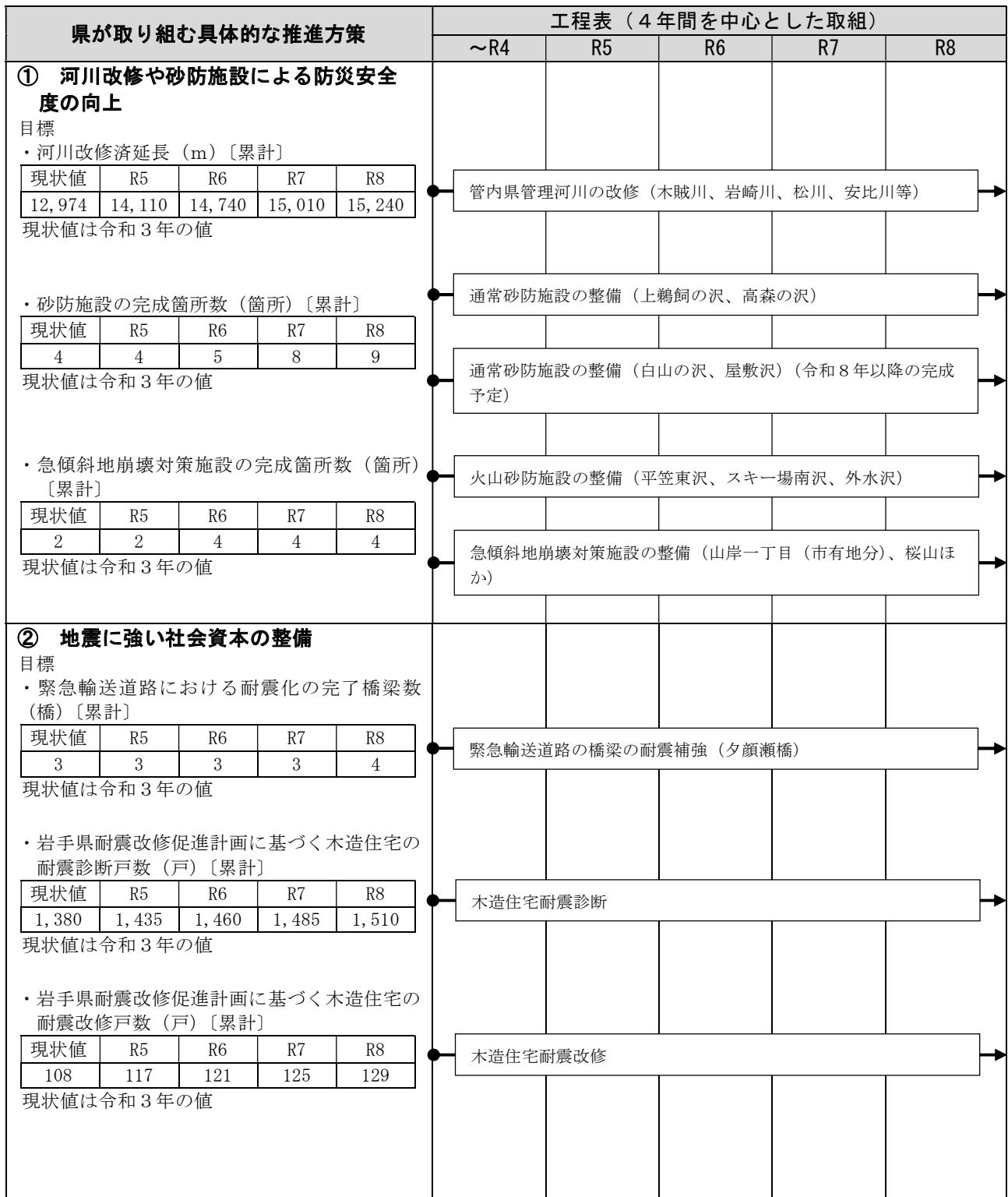
④ 災害関連情報の充実強化による減災対策

- ・ 国、県、市町村で構成する大規模氾濫減災協議会において取りまとめた5か年の取組方針（令和3年度～令和7年度）に基づき、水位周知河川¹や洪水浸水想定区域²の指定を推進します。
- ・ 水位周知河川への水位監視カメラやその他河川への危機管理型水位計設置など監視機能を強化します。

¹ 水位周知河川：洪水予報を行う時間的余裕がない河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として知事が指定した河川。知事は、当該河川において、避難判断水位（市町村が避難準備・高齢者等避難開始を発令するための目安となる水位）や氾濫危険水位（市町村が避難勧告を発令する目安となる水位）に達したとき、関係市町村に通知するとともに、県民に周知を行う。

² 洪水浸水想定区域：水位周知河川において、想定し得る最大規模の降雨により、その河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域。

- ・ 土砂災害が発生するおそれのある新たな箇所の基礎調査結果を公表し、土砂災害警戒区域等の指定とその周知を図ります。





県以外の主体に期待される行動

【防災対策】

(市町)

- ・国、市町等との連携による防災体制等の強化
- ・主要道路の地震時の安全対策
- ・住民の耐震対策への支援
- ・警戒避難体制の整備（地域防災計画への記載、ハザードマップの作成）
- ・広域災害発生時等における管内市町の相互支援体制の構築
- ・住民等の防災意識の醸成、自主防災組織の結成・活性化支援

(県民、N P O、企業等)

- ・防災意識の高揚
- ・自主防災組織の結成
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等
- ・所有する建築物の耐震化

【高病原性鳥インフルエンザ等対策】

(団体・企業等)

- ・高病原性鳥インフルエンザ等対策に係る資機材等の供給や作業支援

【関連する計画】

- ・岩手山火山避難計画（平成30年3月策定）
- ・みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（計画期間 令和3年度～令和7年度）

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを 生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

■ 5 安心・快適な都市環境・生活環境をつくります

(基本方向)

道路改築や安全・安心な歩行者・自転車通行空間の整備を推進するとともに、市町と連携し、岩手医科大学附属病院へのアクセスを向上させます。

また、衛生的で快適な生活環境を確保するため、「いわて汚水処理ビジョン2017」に基づき、汚水処理施設の計画的な整備を進めるとともに、高齢者等に対応した県営住宅の性能向上、道路・橋梁などの老朽化した社会資本の効率的・計画的な維持管理を推進します。

さらに、住み良いまちづくりを進めるため、住民や自治会、企業、N P O、行政など多様な主体が参画し、それぞれの役割分担のもと、協働によるまちづくりを進めるとともに、地域の建設企業の持続的・安定的な経営に向けた取組を推進します。

加えて、食中毒など、食品に起因する健康被害等の発生予防に努め、食の安全・安心を推進します。

現状と課題

- ・ 県内の交通渋滞箇所67箇所のうち51箇所が県央圏域にあり、渋滞の緩和対策を進めていく必要があります。
- ・ 一般国道4号盛岡南道路は、令和4年度国土交通省の事業として新規事業採択され調査が進められています。
- ・ 本県の歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備路線延長は、令和2年3月末現在で約8kmにとどまっており、全道路延長に占める自転車通行空間の割合も東北地方の21.6%に対して6.3%と低くなっていることから、安全に自転車を利用できる自転車通行空間の整備が必要です。
- ・ 令和元年9月に移転した岩手医科大学附属病院へのアクセスルートの整備が求められています。
- ・ 道路・橋梁などの老朽化した社会資本の効率的・計画的な維持管理が求められています。
- ・ 県央圏域における令和3年度末の汚水処理人口普及率は93.4%と県平均の84.4%を上回っていますが、中心市街地以外の地域における普及率は低く、地域格差が依然としてあります。
- ・ 公共施設整備、既存施設の適時・的確な維持管理、災害対応時の迅速かつ円滑な対応には、建設企業で働く技術者・技能労働者の継続的な入職・定着が必要です。
- ・ 現在、建設企業で働く技術者・技能労働者の主たる担い手である50歳台後半から60歳台前半までの世代は、約10年後から一斉に退職することが見込まれ、大幅な減少が予測されるため、担い手の確保・育成が喫緊の課題です。
- ・ 腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス等を原因とする食中毒や食品に起因する健康被害の

発生に対応するため、食品営業者に対するH A C C P¹の導入支援など、食品営業者の自主衛生管理の促進に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 高次都市機能の充実

- ・ 主要地方道盛岡環状線「滝向地区」などの道路改良により、市街地の円滑な交通や歩行空間の確保を図ります。
- ・ 一般県道大ヶ生徳田線「徳田橋」の架替えにより、岩手医科大学附属病院へのアクセスを向上させます。
- ・ 高齢者等が安心して快適に居住できるよう、県営住宅のバリアフリー²化及び省エネルギー化をはじめとする性能向上に取り組みます。
- ・ 一般国道4号盛岡南道路の早期完成へ向け整備が進むよう国に働きかけていきます。

② 快適で魅力あふれるまちづくりの推進

- ・ 「岩手県景観計画」に基づき、良好な景観の形成や違反屋外広告物の是正指導等に取り組みます。
- ・ ユニバーサルデザイン³、景観形成、ひとにやさしい住宅・建築物の整備促進や普及啓発に取り組む関係機関等の活動を支援します。

③ 安全・安心な歩行空間及び自転車通行空間の確保

- ・ 一般県道古館停車場線「中島地区」や一般県道渋民田頭線「大更の2地区」の歩道整備、一般県道大ヶ生徳田線「徳田橋」架替事業、一般国道456号・主要地方道紫波江繫線「星山地区」の道路改築などにおいて、歩行空間の確保に取り組みます。
- ・ 岩手県自転車活用推進計画の目的である自転車利用による環境負荷の低減、健康増進及び観光振興等も踏まえながら、自転車通行帯の明示により歩行空間と分離し、安全・安心な歩行空間及び自転車通行空間の確保を図ります。

④ 汚水処理施設の計画的な整備

- ・ 市町の汚水処理事業や個人が設置する浄化槽への財政支援を行い、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の整備を推進します。

⑤ 社会資本の計画的な維持管理

- ・ 過去に整備された道路や河川などの社会資本の老朽化が進行していることから、大規模施設等に関しては各種修繕計画等に基づき施設の長寿命化や更新を計画的・効率的に進め、一般の施設に関しては、定期的な点検と日常のメンテナンスにより、将来にわたってその機能が確保されるよう適切な維持管理を推進します。
- ・ 道路や河川の愛護団体や地域住民と協働しながら、身近な道路や河川敷などの維持管理に取り組みます。

¹ H A C C P : Hazard Analysis Critical Control Point の略で、食品の製造・加工工程において発生する可能性のある危害を予め分析し、この結果を基に衛生管理するとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する方法。

² バリアフリー：障がい者や高齢者が生活していく際の障害を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方。

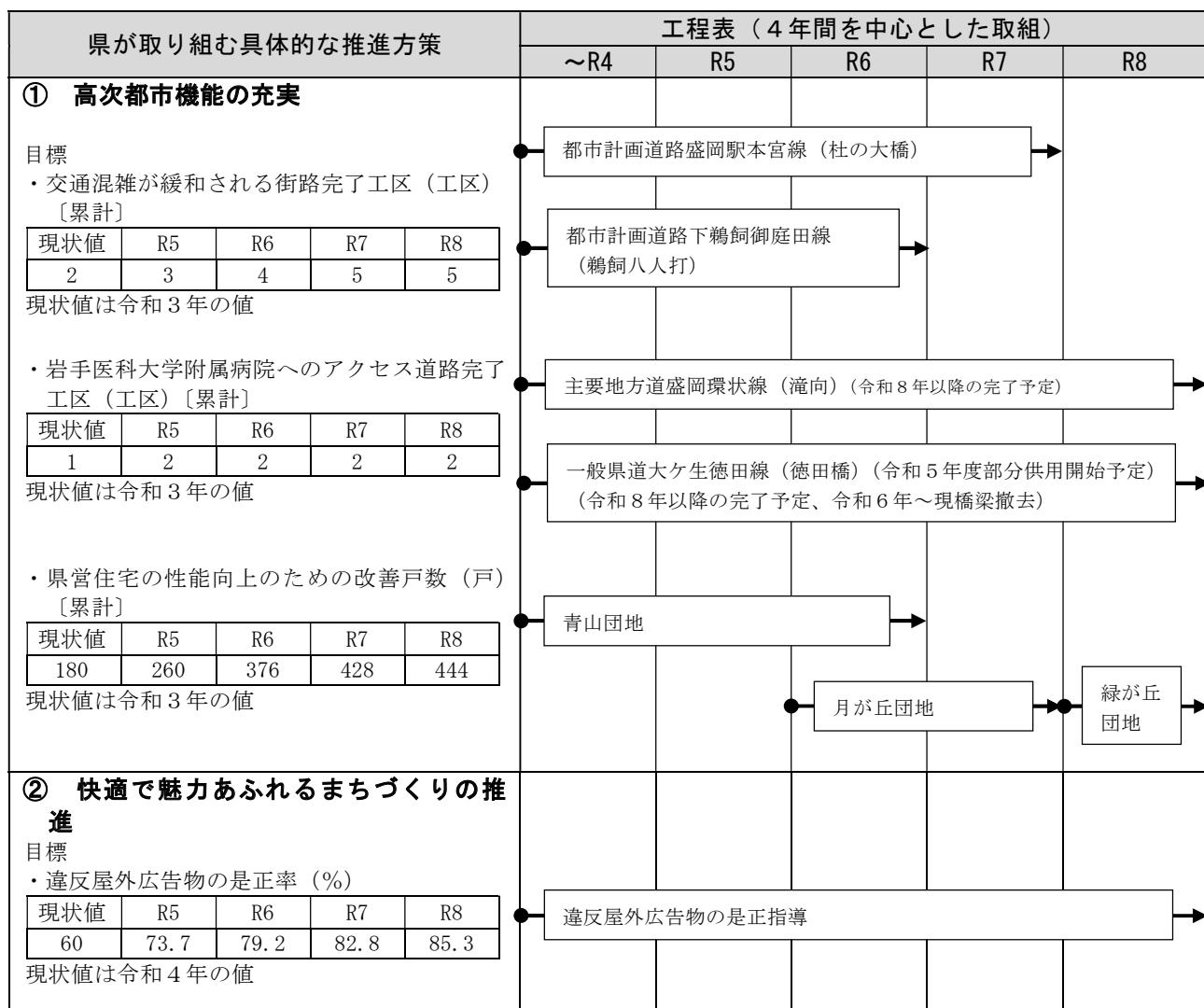
³ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

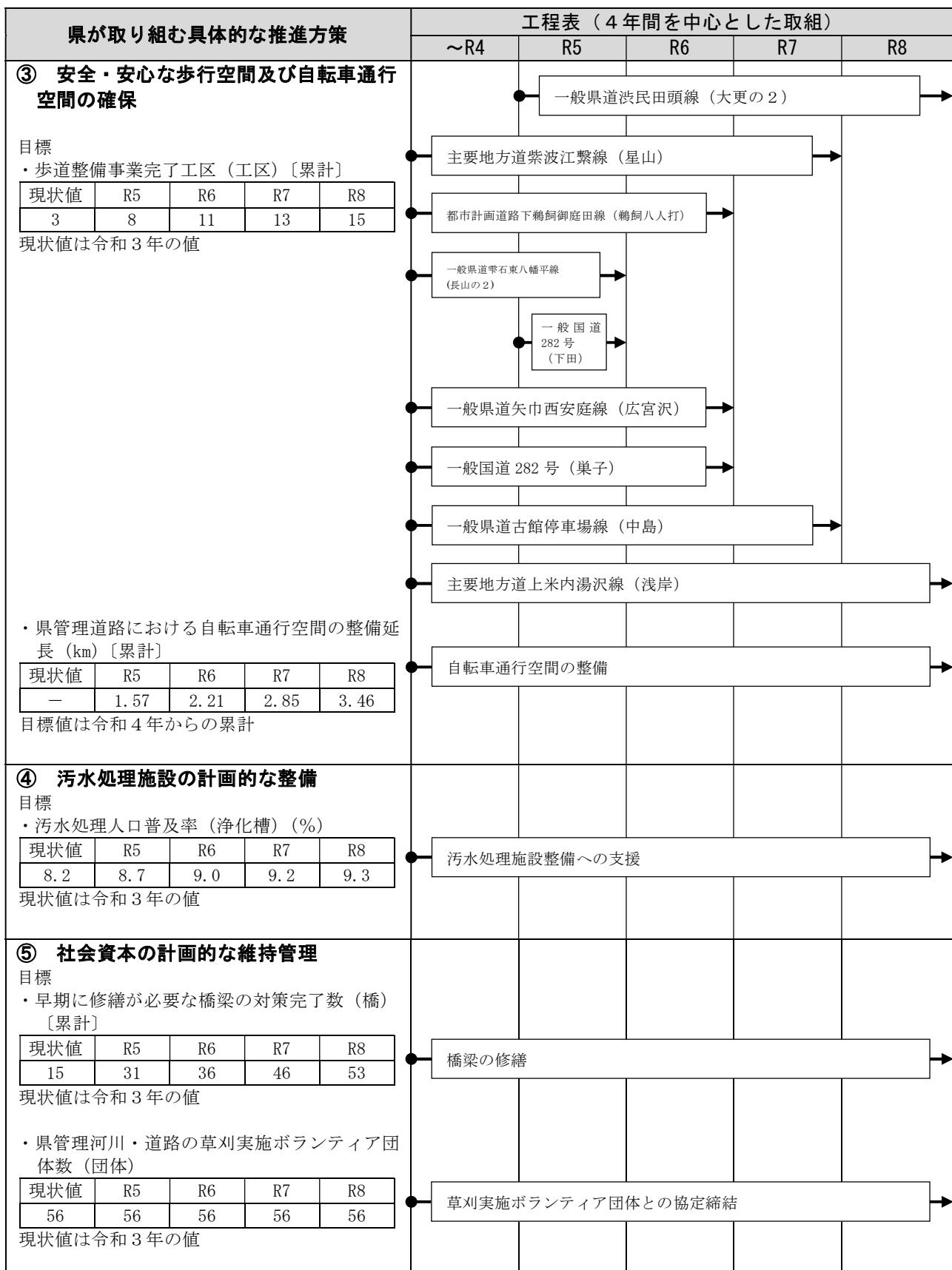
⑥ 建設業における担い手の確保・労働環境の整備

- 建設現場等における生産性や安全性の向上に向けて、建設分野への情報通信技術（ＩＣＴ）の普及・拡大を図ります。
- 建設業への就労意識の形成・向上を図るため、中学生・高校生・大学生に対し体験学習や出前授業を実施するなど、建設業の魅力を伝える取組を推進します。
- 建設業への女性の入職率を向上させるため、ワーク・ライフ・バランスの実現や建設業イメージアップの施策について女性入職希望者と女性技術者の意見交換を実施し、女性が働きやすい労働環境の整備を促進します。

⑦ 食の安全・安心の推進

- H A C C P の考え方に基づく衛生管理の普及定着に向けて、食品営業者を対象としたH A C C P ワークショップを岩手県食品衛生協会等と共同で開催し、H A C C P に沿った衛生管理を推進します。





県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
⑥ 建設業における担い手の確保・労働環境の整備					
目標					
・中学生を対象とした建設現場見学と体験学習の実施校数（校）	学生を対象とした建設現場見学と体験学習の実施				
現状値 6	R5 6	R6 6	R7 6	R8 6	
現状値は令和4年の値					
⑦ 食の安全・安心の推進					
目標					
・HACCP導入に関する講習会の受講者数（人）〔累計〕	HACCPの考え方に基づく自主衛生管理の支援				
現状値 1,605	R5 2,600	R6 3,100	R7 3,600	R8 4,100	
現状値は令和3年の値					

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・道路や河川の草刈り、点検等における県等との協働

(企業)

- ・持続的な技術力・生産性の向上
- ・働きやすい労働環境の改善
- ・人材の確保・育成

(関係団体)

- ・建設企業が行う経営改革への取組を支援し、社会資本の担い手の育成・確保

(国)

- ・国が管理する一般国道などの交通ネットワークの整備

(市町)

- ・街路や歩道の整備、無電柱化の推進
- ・道路や河川などの維持管理における住民協働の推進
- ・公共下水道等の整備

(事業者等)

- ・食品営業者の自主衛生管理の推進

【関連する計画】

- ・汚水処理ビジョン2017（計画期間 平成30年度～令和7年度）
- ・岩手県食の安全安心推進計画（計画期間 令和3年度～令和7年度）
- ・岩手県自転車活用推進計画（計画期間 令和3年度～令和7年度）

【振興施策の基本方向】

II　IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、 競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

地域の特性や資源を生かし、产学研官連携によるIT産業の発展支援・ものづくり産業の振興や観光・食・スポーツを連携させた交流の促進、持続可能な農林業の振興を図るとともに、圏域の産業を支える人材の地域定着に向けて、人材の確保・育成や労働環境整備などの取組を進めます。

【これまでの成果と課題】

第1期においては、管内市町・関係機関等と連携したIT・ものづくり産業の振興、観光・食・スポーツの交流促進による地域経済活性化、次代の地域農業を担う経営体の育成や生産性・市場性の高い産地づくり、森林資源の循環利用促進、産業人材の確保・育成と労働環境の整備、交通ネットワークの整備などに取り組みました。

その結果、IT・医療機器関連産業等の集積、農畜産物・木材生産産出額や再造林面積の増加、水稻オリジナル品種の「銀河のしづく」の作付面積や環境制御技術等のスマート農業¹技術の拡大などがおおむね順調に進むとともに、復興支援道路が開通するなど交通ネットワークの整備が図られました。

一方、県内大学の理工・情報系学部等を卒業した学生の多くが県外へ就職するなど、企業の人材不足が深刻化しているほか、デジタル化の取組が充分に浸透していない状況にあります。

さらに、観光や飲食業等では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により経営を取り巻く環境は厳しいものとなっているほか、農林業では、飼料や燃油等の高騰による生産コストの増大、農林業の担い手の減少と高齢化の加速などの課題があります。

今後は、IT・ものづくり産業を支える人材の確保・育成やIT企業の幅広い産業分野への参入によるデジタル化の促進を図るほか、SDGsなど新たな需要への対応を含めた地域の特色を生かした観光を推進するとともに、食産業・工芸品産業の事業再構築²や人材の育成を支援していきます。

また、農林業の経営体の育成強化や担い手の確保・育成、生産性向上・労働力軽減のためのスマート農林業技術の導入拡大、カーボンニュートラルに資する森林資源の循環利用の促進など、持続可能な農林業の生産活動を推進していきます。

併せて、産業経済活動や救急医療活動を支える交通ネットワークの整備などを推進していきます。

¹ スマート農業：デジタル技術等の先端技術を活用して、省力化や収益性の向上を進めた次世代型農業。

² 事業再構築：商品開発、販路開拓、新分野展開、業態転換などを指す。

【県央圏域重点指標】

指標	単位	現状値	年度目標値			計画目標値 R8
		R3	R5	R6	R7	
① 情報サービス産業の売上高（岩手県計）	億円	418 (R2)	609 (R4)	712 (R5)	833 (R6)	974 (R7)
② ものづくり関連産業分野の製造品出荷額	億円	1, 246 (R2)	1, 341 (R4)	1, 391 (R5)	1, 443 (R6)	1, 497 (R7)
③ 県央圏域の観光入込客数(延べ人数)	千人回	4, 582	7, 178	9, 774	9, 819	9, 864
④ 食料品製造出荷額	億円	1, 288 (R2)	1, 315 (R4)	1, 328 (R5)	1, 341 (R6)	1, 355 (R7)
⑤ 農畜産物の產出額	億円	805 (R2)	805 (R4)	805 (R5)	805 (R6)	805 (R7)
⑥ 木材生産產出額	千万円	286 (R2)	297 (R4)	301 (R5)	305 (R6)	309 (R7)
⑦ 再造林面積	ha	335	344	349	354	360
⑧ 県央圏域高卒者の県内就職率	%	69. 3	75. 0	75. 0	75. 0	75. 0
⑨ 物流・交流の基盤となる道路の整備推進箇所の整備率	%	-	52. 0	67. 6	86. 8	86. 8

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※2 指標の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

【重点施策項目一覧】

重点施策項目	具体的推進方策	
6 産学官金連携によるIT産業の育成やものづくり産業の振興に取り組みます		① 地域産業を支える人材の確保・育成、起業・創業の推進 ② IT・ものづくり産業の幅広い産業分野への参入促進
7 観光・食・スポーツを連携させた交流促進により地域経済を活性化します	(1) 観光産業	① 魅力ある観光地域づくりと観光客受入環境の向上 ② 効果的な情報発信による誘客の促進 ③ 国際観光の推進 ④ スポーツツーリズムの推進
	(2) 食産業・工芸品産業	① 食品・工芸品製造事業者の事業再構築と人材の育成 ② 商品の高付加価値化及び販路拡大の促進 ③ 観光等と連携した食産業・工芸品産業の振興
8 米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある農村づくりを進めます		① 次世代の地域農業を担う経営体の育成 ② 生産性・市場性の高い安全・安心な産地づくり ③ 魅力ある農村づくりの推進
9 森林資源の循環利用促進ともうかる林業・木材産業の構築を進めます		① 森林資源の循環利用及び担い手の育成・確保 ② 地域材の利用促進 ③ 原木しいたけ産地の再生
10 地域産業の特性に応じた産業人材の確保・育成とやりがいを持って働くことができる労働環境の整備を進めます		① 若年者等の就業支援と地域産業を支える人材の確保 ② 企業における雇用・労働環境整備の促進
11 産業経済活動を支える交通ネットワークを整えます		① 物流・交流ネットワークの整備 ② 医療機関への救急搬送ルートの整備

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

6 産学官金連携によるIT産業の育成やものづくり産業の振興に取り組みます

(基本方向)

学術研究機関、産業支援機関などが集積している県央圏域の特性を生かしながら、地域未来投資促進法に基づく県基本計画等を踏まえ、市町や関係機関と連携し、IT産業や、ヘルスケア分野をはじめとしたものづくり産業の振興を推進します。

また、学術研究機関、産業支援機関、高等教育機関、市町など関係機関との連携により、デジタル化・DXの推進を担う人材を育成するほか、産業人材の地元定着を促進するとともに、起業・創業を推進します。

さらに、IT産業とともにづくり産業のほか商業・サービス業との連携強化により、IT関連企業の技術力向上や販路拡大等を促進するとともに、多様な産業のデジタル化・DXの推進を支援します。

現状と課題

- ・ 県央圏域には、岩手大学、岩手県立大学などの学術研究機関や、岩手県工業技術センター やいわて産業振興センターなどの産業支援機関があり、本県の産業振興に大きな役割を果たしています。
- ・ 岩手大学構内の盛岡市産学官連携研究センターや岩手県立大学に隣接する滝沢市IPUイノベーションパーク、岩手医科大学、岩手流通センターや盛岡貨物ターミナル、八幡平市起業家支援センターのシェアオフィス、さらには岩手県工業技術センター敷地内のヘルステック・イノベーションハブなど産業立地基盤が充実し、IT・ものづくり産業の集積が進んでいます。
- ・ 盛岡市は道明地区に工業用地の整備を進めており、ものづくり企業の集積を目指しているほか、盛岡南地区に物流拠点を整備するなど、産業全般の活性化と企業誘致の推進による雇用創出を目指しています。

また、滝沢市IoT推進ラボ¹では、滝沢市IPUイノベーションセンターなどを中心としてIT関連産業の集積を図り、産学間の連携による研究開発の支援、人材育成などの取組を進めています。

- ・ 地域未来投資促進法に基づく県基本計画等を踏まえ、引き続き、産学官金の緊密な連携のもとに、地域産業を支える人材の確保・育成や、管内企業の販路拡大支援に向けた取組が必要です。

¹ IoT推進ラボ：経済産業省、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が選定する地域におけるIoTプロジェクト創出のための取組。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ものづくり産業をはじめ商業やサービス業など幅広い産業分野において電子商取引、決済手段、勤労形態や健康管理等のデジタル化への流れが顕在化し、I o Tを活用したデータ収集、A Iを活用したデータ解析、業務の自動化を図るR P A²など新たなデジタル・I T分野の需要が生まれています。
- ・ 県内では情報処理・通信技術者の有効求人倍率が高止まりする一方で、令和3年度に管内の大学の理工・情報系学部・研究科を卒業・修了した学生³の8割近くが首都圏など県外に就職しており、県内企業におけるI T人材のさらなる不足による業務効率・生産性の低下が懸念されることから、I T人材の確保・育成に向けた取組が必要です。

また、デジタル化に取り組む県内企業が約5割にとどまっていることから、I T関連企業の販路開拓や県内企業のデジタル化・D Xの推進による生産性の向上等を促進するため、I T関連企業と県内企業とのビジネスマッチングに向けた支援が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 地域産業を支える人材の確保・育成、起業・創業の推進

- ・ 高校生等を対象とした出前授業、工場見学を実施し、地元企業の認知度向上及び人材確保を推進します。
- ・ 高校生と県内企業の経営者や若手社員等との交流会の実施など、地域を志向したキャリア教育に取り組み、県内就職を促進します。
- ・ 高等教育機関と連携し、学生と県内I T関連企業等のマッチングガイダンスを開催し、学生の県内就職に向けた理解促進に取り組みます。
- ・ 产学官金連携でデジタルアイデアコンテスト等を開催し、若年層の県内I T関連企業への就業や県内での起業・創業を推進します。
- ・ 市町及び高等教育機関と連携し、I T人材を求める幅広い分野の企業において大学生を対象としたインターンシップを実施し、学生の県内就業や起業・創業への理解促進に取り組みます。
- ・ 大学生等と県内企業の経営者や若手社員などとの交流会を実施し、I T・ものづくり産業への就業を促進します。
- ・ 大学生や保護者とU・I ターン就職者や起業者との交流機会を創出し、県内就職・起業への意識醸成に取り組みます。
- ・ 高卒者の県内就職率向上に向け、県外就職者の割合が高い学校を中心に、保護者や進路指導担当教員を対象としたものづくり企業等の見学会や企業との交流機会を創出し、県内就職への意識醸成に取り組みます。

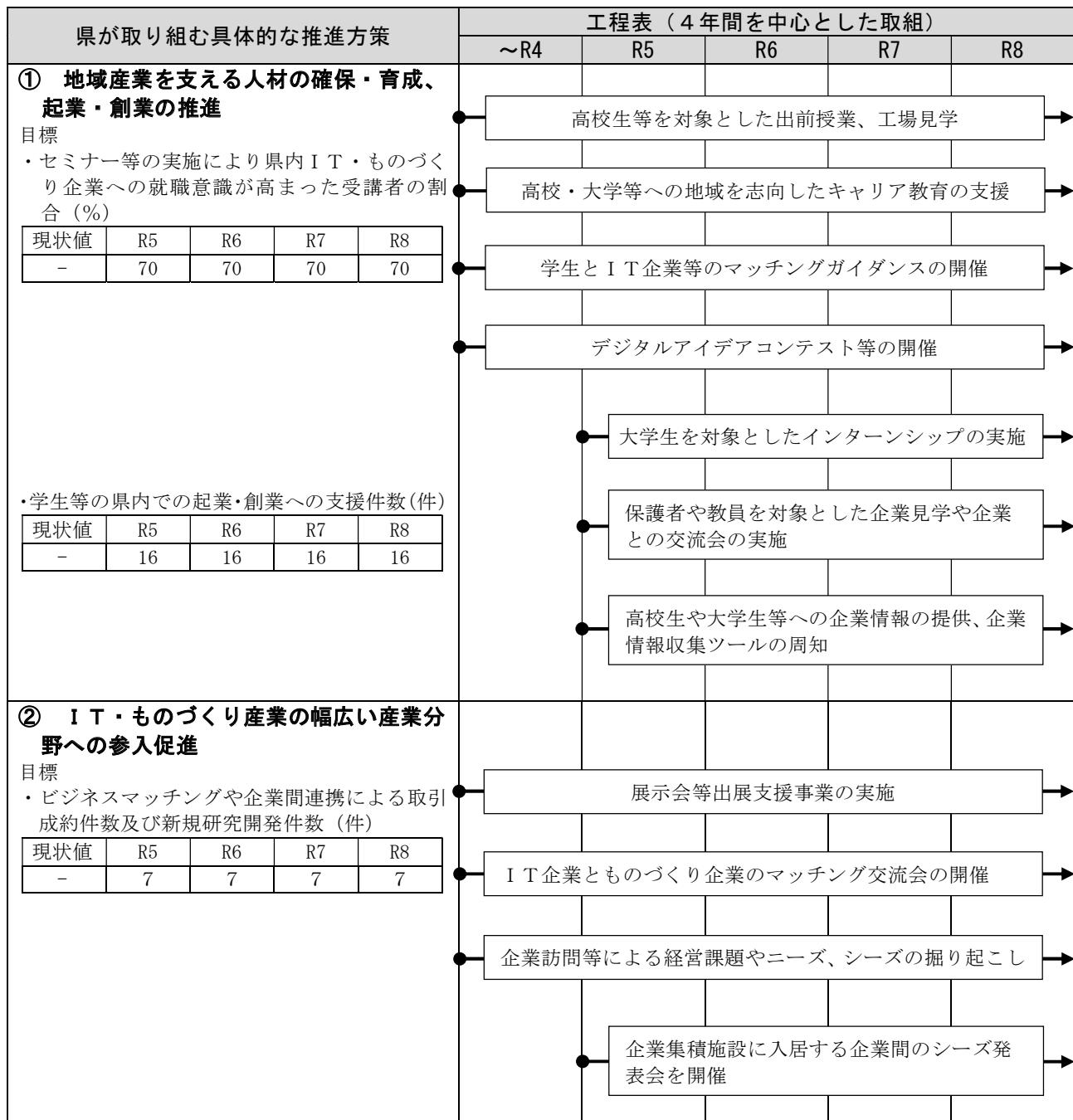
② I T・ものづくり産業の幅広い産業分野への参入促進

- ・ I T関連企業やヘルスケア関連産業をはじめとした管内ものづくり企業の販路拡大に向けた企業間のマッチングを図るため、展示会等への出展を支援します。
- ・ 県南広域振興局とともに、管内のI T関連企業と北上川流域のものづくり企業のマッチング交流会を実施し、取引拡大を支援します。

² R P A : Robotic Process Automation の略。ホワイトカラーの単純な間接業務を自動化するテクノロジー。

³ 管内の大学の理工・情報系学部・研究科を卒業・修了した学生：岩手大学理工学部・大学院総合科学研究科理工学専攻及び岩手県立大学ソフトウェア情報学部・大学院ソフトウェア情報学研究科における卒業・修了者。

- IT連携コーディネーターがIT関連企業とのづくり産業や商業・サービス業など幅広い産業分野の企業とマッチングを行い、デジタル化・DXの推進により、業務効率化や新サービスの提供など経営課題の解決を支援します。
- 圏域内の企業集積施設に入居する企業間のシーズ発表会を開催し、新製品・新技術の共同開発を促進し、技術力の向上や取引拡大等を支援します。



県以外の主体に期待される行動

(企業等)

- 大学との共同研究
- 新技術・新製品開発

- ・販路開拓・取引拡大
- ・インターンシップ等の受入れ
- ・人材育成・確保など
(大学・産業支援機関等)
- ・産業人材の育成
- ・企業等との共同研究
- ・市町との連携
- ・起業・創業の支援
- ・企業間取引支援
- ・経営相談・資金支援など
(市町)
- ・产学研官連携施設の活用、産業立地基盤等の整備
- ・企業等との产学研官連携、起業・創業の支援
- ・企業誘致・企業立地活動、優遇措置など

【関連する計画等】

- ・地域未来投資促進法岩手県基本計画(計画期間 平成29年度～令和5年度)
- ・いわてIT産業成長戦略(計画期間 令和5年度～令和8年度)
- ・いわてものづくり産業人材育成・確保・定着指針(計画期間 令和5年度～令和8年度)

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

7-(1) 観光・食・スポーツを連携させた交流促進により地域経済を活性化します(観光産業)

(基本方向)

コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復と地域経済の活性化に向けて、旅行形態等の変化に適切に対応しながら、自然や温泉、食、スポーツアクティビティ¹など、県央圏域ならではの多彩な地域資源を活用した滞在・周遊型観光を推進するとともに、持続可能な観光地経営の視点を踏まえた魅力ある観光地づくりを推進します。

また、スポーツ団体や観光事業者、市町等が一体となり、自然や施設等の地域資源を活用したスポーツ合宿・大会の誘致等により、国内外からの誘客を図り、スポーツツーリズムによる交流人口の拡大と地域の活性化を推進します。

現状と課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和3年の県央圏域の観光入込客数は、感染拡大前の令和元年と比べ52.7%減と大幅に減少する一方、教育旅行入込客数は、県内を含む東北地方や北関東地域からの入込が増加しており、令和元年と比べ11.7%増と平成22年以降、過去最高となっています。
- ・ 宿泊施設では、長引くコロナ禍の影響や個人客が主流となる旅行形態の変化による売上減、デジタル化や物価高騰等による費用の増加など、経営を取り巻く環境は厳しいものとなっており、宿泊事業者の事業再構築や業績回復に向けた支援が必要です。
- ・ 県央圏域では、酒造会社が集積する地域特性を生かした酒蔵ツーリズムを推進しており、圏域ならではの観光コンテンツの確立に向けたさらなる取組が必要です。
- ・ 宮古盛岡横断道路、一戸町の世界文化遺産・御所野遺跡を活用した隣接圏域や秋田県際地域との連携による、広域周遊観光や相互交流の促進に向けた魅力の発信が必要です。
- ・ 観光産業を含むあらゆる産業においてSDGsの取組が求められている中、県央圏域では、教育旅行の入込増加に向けて、近年教育旅行で重視されているSDGsをテーマとした教育旅行プログラムの開発やガイドの育成など受入態勢の整備を進めています。
- ・ 令和3年の県央圏域の外国人観光客入込数は、新型コロナの感染拡大前の令和元年と比べ98%減と大幅に減少しています。
- ・ 台湾からの教育旅行を誘致するため、零石町をモデル地区に、台湾の学校を対象にした教育旅行のニーズ調査やモニターツアーを実施しており、今後、県央圏域に波及する取組が必要です。
- ・ ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校を契機として、近隣の高級リゾー

¹ スポーツアクティビティ：海、山、川及び湖等の自然環境下で実施する、身体活動を伴うトレッキングやカヌーなどの体験及びツアー等のこと。

トホテル等を拠点に学校関係者等による長期滞在が期待されることから、圏域内での周遊観光を促進し、経済効果を高める取組が必要です。

- ・ 盛岡広域スポーツコミッショնといわてスポーツコミッション²により、スポーツ大会・合宿の誘致活動やスポーツ情報の一元的な発信など、広域による取組が進められていますが、長引くコロナ禍の影響を踏まえ、新たな生活様式やニーズに配慮したスポーツツーリズムの取組が求められています。
- ・ 国の自転車活用の動きを受け、県においても岩手県自転車活用推進計画を策定し、環境負荷の低減や健康の増進、サイクルツーリズムによる観光振興など、複数の社会課題の解決に向けた取組を進めています。
- ・ 県央圏域を拠点に活動するプロスポーツチームと連携し、来県するサポーター等へのおもてなし活動を通じた観光PRを推進しています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 魅力ある観光地域づくりと観光客受入環境の向上

- ・ 宿泊事業者の事業再構築や業績回復を支援するため、商工団体等と連携し、中小企業活性化協議会³や専門家の活用を促進するほか、セミナーの開催等に取り組みます。
- ・ 酒蔵ツーリズムを一層推進し、圏域ならではの観光コンテンツとして確立するため、酒づくり文化を中心に食や歴史・文化等の地域資源の魅力の発信や、酒造会社の受入態勢整備の支援に取り組みます。
- ・ 県央圏域ならではの新たな観光コンテンツとして、雫石町から秋田県仙北地域を主なフィールドとしたアウトドアツーリズムエリアを形成するため、アウトドアアクティビティに関する広域情報の発信を支援します。
- ・ 十和田・八幡平エリアを起点とした広域周遊観光を促進し、地域経済の活性化を図るため、秋田県際地域の市町等と連携し、広域情報の発信等に取り組みます。
- ・ 宮古盛岡横断道路や一戸町の世界文化遺産・御所野遺跡の活用により、広域周遊観光や圏域間での相互交流を促進するため、隣接圏域と連携し、酒蔵ツーリズムや環境、まちづくりなどSDGsをテーマにした教育旅行誘致に取り組みます。

② 効果的な情報発信による誘客の促進

- ・ 若年層の観光需要を喚起するため、ツイッターを効果的に活用し誘客を促進します。
- ・ 各種観光イベントなど様々な機会を通じて、広域観光パンフレットや横断幕等の観光PRツールの活用により、圏域の観光情報を広く発信します。
- ・ 市場規模が大きい大都市圏において、主にファミリー層の誘客に向けた観光・物産フェアを開催し、圏域の魅力を発信します。

③ 国際観光の推進

- ・ 台湾からの教育旅行を圏域内に広く誘致するため、台湾の学校と管内学校間でのオンライン交流会の開催や情報発信に取り組みます。

² いわてスポーツコミッション：岩手県のスポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等による地域活性化を図ることを目的として、平成29年10月に設立された団体。

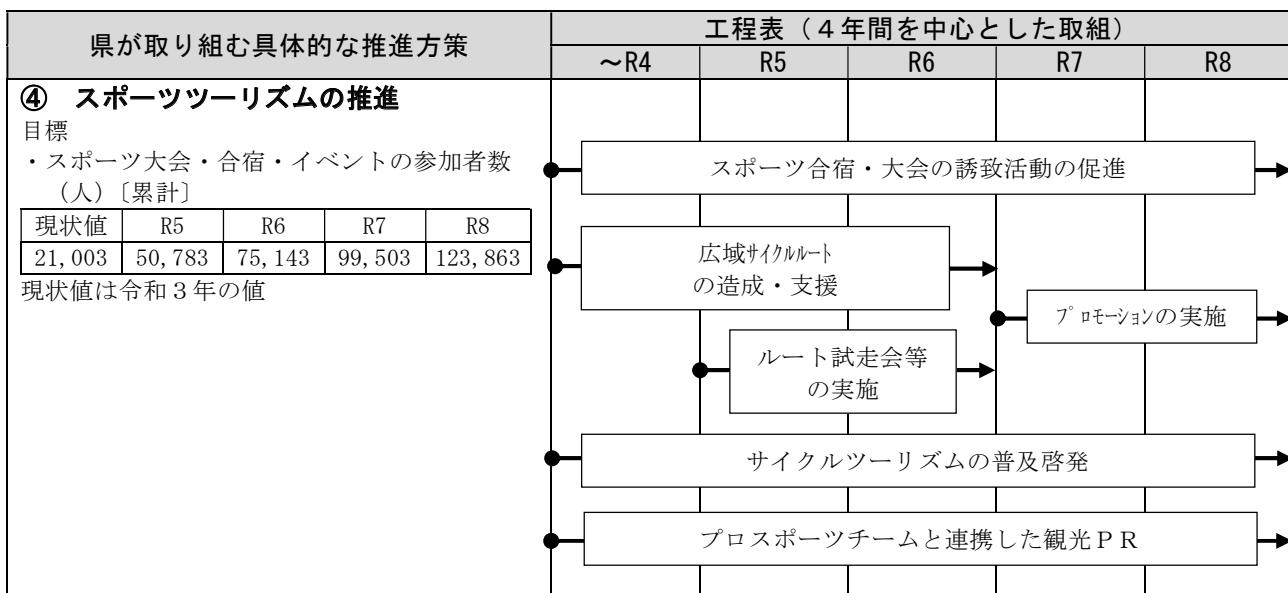
³ 中小企業活性化協議会：令和4年4月、国が中小企業の活性化を支援する「公的機関」として47都道府県に設置。本県では盛岡商工会議所が運営。各種支援機関等と連携し、中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジを地域全体で推進。

- ・ ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校を契機に安比高原エリアへの外国人観光客等の入込増加が期待されており、観光ニーズ調査を行いながら、市町等と連携した広域周遊を促す観光コンテンツづくりに取り組みます。

④ スポーツツーリズムの推進

- ・ ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーを継承し、盛岡広域スポーツコミッショナリーやいわてスポーツコミッショナリの連携のもと、引き続きスポーツ団体やN P O、企業等が行うスポーツ合宿や大会の誘致活動等を促進します。
- ・ 岩手県自転車活用推進計画の策定を踏まえ、スポーツや観光振興のほか、自転車利用による環境負荷の低減、健康増進、自転車利用環境の整備などの視点を含めたサイクルツーリズムを推進します。
- ・ 県央圏域を拠点に活動するプロスポーツチームと連携し、他県から来県するサポーター等へのおもてなし活動を通じて、観光ニーズを把握しながら、きめ細かな情報発信に取り組むことにより、誘客を促進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 魅力ある観光地域づくりと観光客受入環境の向上					
目標					
・周遊促進に向けたキャンペーンやツアー等の参加者数（人）	宿泊事業者の事業再構築等支援				
現状値 R5 R6 R7 R8	酒蔵ツーリズムの推進				
- 3,330 3,660 4,023 4,060	秋田県県際地域と連携した広域周遊の促進				
	S D G s 教育旅行誘致促進の取組				
② 効果的な情報発信による誘客の促進					
目標					
・S N S を活用したファン数（人）	ツイッターによる情報発信				
現状値 R5 R6 R7 R8	各種観光P Rツールの活用				
7,305 8,657 9,333 10,009 10,685	大都市圏での観光物産フェアの開催				
現状値は令和3年の値					
③ 国際観光の推進					
目標					
・県央圏域の外国人観光客入込数（千人回）	台湾からの教育旅行誘致の推進				
現状値 R5 R6 R7 R8	外国人観光客等向け観光コンテンツ開発				
5 87.5 170 215 260					
現状値は令和3年の値					



県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・観光地域づくりへの参画
- ・スポーツ大会・イベント等への積極的な観戦や参加
- ・スポーツボランティア等としての積極的な参画

(企業等)

- ・地域資源を生かした新たな観光の魅力創出・旅行商品造成
- ・スポーツアクティビティの開発
- ・旅行者の満足度を高めるおもてなしの実践
- ・宿泊事業者における事業再構築、業績回復に向けた取組
- ・二次交通など受入環境の整備
- ・イベント企画開催
- ・イベントへの協賛や後援
- ・管内高等学校における台湾からの教育旅行受入への協力
- ・宿泊・観光施設におけるSDGs教育旅行受入態勢整備
- ・スポーツ合宿・大会等の誘致活動とその支援
- ・プロスポーツチームイベント会場での観光PR活動

(市町・観光協会・スポーツコミッショナ・DMO⁴⁾)

- ・地域観光施策の企画、コーディネート、実施
- ・地域資源を生かした魅力ある観光地域づくりと情報発信
- ・地域内の二次交通の整備促進
- ・スポーツ合宿・大会等の誘致活動
- ・スポーツツーリズムに向けた取組の実施

⁴ DMO : Destination Management／Marketing Organization の略。観光地域づくり法人。多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

【関連する計画】

- ・みちのく岩手観光立県第3期基本計画（計画期間 令和元年度～令和5年度）
- ・いわて国際戦略ビジョン（計画期間 平成29年度～令和3年度）
※当面の国際関連事業推進の指針（令和4年3月25日 新型コロナ収束後の状況を的確に見通せる段階まで策定を延期）
- ・岩手県スポーツ推進計画（計画期間 令和元年度～令和5年度）
- ・岩手県自転車活用推進計画（計画期間 令和3年度～令和7年度）

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

7-(2) 観光・食・スポーツを連携させた交流促進により地域経済を活性化します(食産業・工芸品産業)

(基本方向)

食品製造事業者や工芸品製造事業者が、社会経済の大きな変化に対応するため、経営の安定化等を図る事業再構築や、それを担う人材育成の取組を支援します。

また、一般消費者に対し、持続可能なものづくりの価値観や魅力を伝えることで、販売の拡大につなげます。

さらに、事業者の商談スキルの向上を図るセミナーやバイヤーを対象とした工芸品製造事業者の工房見学会などを開催し、事業者の商品の高付加価値化及び販路拡大を推進します。

加えて、南部鉄器・漆器や食文化の魅力を核とした旅行商品化を促進し、観光を通じた食品や工芸品の売上拡大により地域経済の活性化を図ります。

現状と課題

- ・ 食料品製造業は、令和3年において、県央圏域の事業所数の19.6%、従業員数の26.4%、製造品出荷額の33.0%を占める主要分野となっています。
- ・ 県央圏域では、南部鉄器や安比塗、南部古代型染、ホームスパンなど、豊かな地域資源や高い技術を生かした工芸品づくりが盛んに行われており、圏域ならではの産業として確立されています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症や原材料等の価格高騰は、食品製造事業者や工芸品製造事業者の売上減少など、企業経営に影響を及ぼしており、こうした社会経済の大きな変化に対し、売上回復や経営の安定化を図る事業者の事業再構築への取組や、それを担う人材育成の支援が必要です。
- ・ 商品の高付加価値化や販路拡大の推進に向け、経営革新計画の策定に取り組む事業者の掘り起こしと、計画承認後のフォローアップが必要です。
- ・ 食品製造事業者及び工芸品製造事業者の販路や売上の拡大につなげるため、商談機会の創出や商談スキルの向上を図る支援が必要です。
- ・ SDGsへの関心の高まりに伴い、消費者の環境に配慮した商品選択の意識が高まっている中、事業者の販売拡大につなげるため、SDGsに根差した工芸品の価値や魅力を発信する取組への支援が必要です。
- ・ 地域資源を観光資源として活用した酒蔵ツーリズムなど、他産業との連携による売上拡大につなげる取組が必要です。

県が取り組む具体的推進方策（工程表）

① 食品・工芸品製造事業者の事業再構築と人材の育成

- ・ 食品製造事業者や工芸品製造事業者に対し、中小企業活性化協議会や岩手県産業創造アドバイザー等の専門家の活用を促進し、事業再構築への支援を行います。
- ・ 事業再構築に取り組む事業者と、これから取り組もうとしている事業者との異業種を含めた交流会・セミナーを開催することにより、事業再構築の取組事例を共有し、事業者の更なる事業展開や事業再構築の取組を支援します。

② 商品の高付加価値化及び販路拡大の促進

- ・ 食品製造事業者に対し各種商談会への参加を促すとともに、工芸品製造事業者のための展示商談会及びバイヤーを対象とした工房見学会を開催し、事業者の県外での販路拡大や商品開発を支援します。
- ・ 食品製造事業者や工芸品製造事業者に対し、売れる商品づくりや商品特性のPR、適正な販売価格の設定などを学ぶためのセミナーを開催し、商談スキルの向上を支援します。
- ・ 一般消費者を対象にSDGsと工芸品をテーマとした情報発信を行い、持続可能なもののづくりの魅力や価値への理解を促進しながら、販売の拡大につなげます。
- ・ 商工団体との連携や岩手県産業創造アドバイザーなどの専門家の活用を促進し、新商品開発など新たな事業活動により経営革新計画の策定に取り組む事業者の掘り起こしと計画承認後の事業者のフォローアップを強化します。

③ 観光等と連携した食産業・工芸品産業の振興

- ・ 地域の特色ある食文化や南部鉄器、漆器など工芸品の魅力を発信する旅行商品化を促進し、観光を通じた食品や工芸品の売上拡大により地域経済の活性化を図ります。
- ・ 酒蔵ツーリズムを一層推進し、圏域ならではの観光コンテンツとして確立するため、酒づくり文化を中心に食や歴史・文化等の地域資源の魅力の発信や、酒造会社の受入態勢整備の支援に取り組みます。
- ・ 市場規模が大きい大都市圏において、主にファミリー層の誘客に向けた観光物産フェアを開催し、圏域の魅力を発信します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
① 食品・工芸品製造事業者の事業再構築と人材の育成					
目標					
・事業再構築に取り組む事業者数（者）【累計】					
現状値 R5 R6 R7 R8	6	8	10	12	14
現状値は令和3年の値					
	専門家活用促進による事業者への支援				
	事業再構築に取り組む事業者等との異業種を含めた 交流会・セミナーの実施				
② 商品の高付加価値化及び販路拡大の促進					
目標					
・事業者の商談会取引成立件数（件）					
現状値 R5 R6 R7 R8	3	50	51	52	53
現状値は令和3年の値					
	工芸展示商談会・工房見学会等の開催				
	事業者の商談スキル向上のためのセミナー開催				
	一般消費者対象のSDGsと工芸品をテーマにした情報発信				
	専門家活用促進による経営革新計画策定に取り組む事業者の掘り越しと計画承認後のフォローアップ				
③ 観光等と連携した食産業・工芸品産業の振興					
目標					
・周遊促進に向けたキャンペーンやツアー等の参加者数（人）【再掲】					
現状値 R5 R6 R7 R8	-	3,330	3,660	4,023	4,060
	酒蔵ツーリズムの推進				

県以外の主体に期待される行動

(事業者)

- ・専門家の活用による事業再構築や経営革新への取組
- ・異業種を含めた交流会・セミナーへの積極的参加
- ・商談スキル向上のためのセミナーへの積極的参加

(関係団体・市町)

- ・事業者の事業再構築への支援
- ・事業者間の交流・ネットワーク構築への支援
- ・経営力向上の支援

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

8 米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある農村づくりを進めます

(基本方向)

経営規模の拡大、労働生産性の向上及び農畜産物の高付加価値化等により所得の向上を図るとともに、働きやすい環境づくりを推進し、若者の就農機会の拡大や女性の積極的な経営参画を促進します。

また、省力・高品質生産を実現するスマート農業やデータ駆動型農業¹、経営改善につながる国際水準G A P²の実施を推進するとともに、生産基盤の維持・保全、スマート農業に対応可能な場整備を計画的に推進することにより、持続可能な農業生産活動を推進し、安全安心で競争力のある産地づくりを進めます。

さらに、担い手と地域住民など多様な主体の連携・協働による農村資源の維持保全に向けた取組を支援するとともに、農村資源の魅力を生かした農村ビジネス³を支援します。

現状と課題

- 令和2年の農畜産物の産出額は805億円で、畜産物価格の堅調な推移により、平成30年から約36億円増加しています。
- 県央圏域の販売額3,000万円以上の経営体数は、令和2年で332経営体となっており、平成27年から62経営体増加しています。
- 令和2年の基幹的農業従事者数は12,248人となっており、平成22年から令和2年までの10年間で4,501人（27%）減少しています。
- 令和3年度の新規就農者は68人、平成29年度から令和3年度までの5年間で累計378人（平均75人/年）が就農しています。

一方、基幹的農業従事者数のうち65歳以上の割合は平成27年から令和2年までの5年間で61.5%から69.3%と一層高齢化が進んでいることから、高齢者等が働きやすい労働環境への改善など「働き方改革」を推進するとともに、多様な働き手を確保する必要があります。

- 担い手への農地利用集積面積は、令和3年度は30,874haであり、集積率は令和元年から令和3年は約70%台で推移しており、農地集積に係る事業の活用や農地整備事業との連携の強化などにより、更なる集積を進めていく必要があります。
- 県央圏域の水田整備率（30a区画程度以上の整備割合）は、令和元年度時点では57.6%であり、県全体の53.0%を上回っているものの、全国の67.0%には達していない状況です。

また、平成30年から令和3年度までの4年間に約114haの水田を整備し、令和8年度まで

¹ データ駆動型農業：ロボット、AI、I o T等のデジタル技術を導入し、データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る農業。

² 国際水準G A P：農業生産において食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野について、持続可能性を確保するための生産工程管理手法。

³ 農村ビジネス：農村の地域資源を活用した、産地直売や農家レストラン、農家民泊などの取組。

に約 150ha の整備を見込んでいますが、新たに約 150ha の整備要望が寄せられています。

なお、今後も農業従事者の減少や高齢化の進行が見込まれることから、農地の利用集積・集約化の加速や担い手の育成、生産コストや維持管理労力の低減などに効果的な圃場整備を推進する必要があります。

- ・ 県オリジナル水稻品種「銀河のしづく」の作付面積は増加（令和 4 年度作付面積：1,546ha）しており、ブランド力向上を図るため、生産量の確保と高品質の維持を推進していく必要があります。
- ・ 畜産では、外部支援組織（キャトルセンター⁴、コントラクター⁵、TMR センター）の施設整備やスマート農業機械の導入が進み、経営体の規模拡大や生産性の向上に寄与しています。

一方、輸入飼料の高騰により畜産経営体の負担が増していることから、自給飼料の増産や省力技術の導入による収益力の向上を図る必要があります。

- ・ 地球温暖化等、気候変動の影響が生じていることから、環境負荷低減に向けた取組を推進するとともに、資材価格の高騰に対応した持続可能な農業生産活動を推進していく必要があります。
- ・ 農業水利施設の多くが耐用年数を迎える中、機能診断評価に基づく対策工事に取り組んできたところですが、引き続き農業用水の安定確保に向け、劣化状況に応じた補修・補強・更新をしていく必要があります。
- ・ 近年、気候変動の影響により農業用ため池や河川堤防の決壊など気象災害が激甚化・頻発化していることから、自然災害による被害の未然防止や減災に向けた計画的な整備に加え、流域治水⁶などの取組を併せて進める必要があります。
- ・ 県央圏域の農畜産物の輸出は、りんどうのほか、りんごが平成 30 年にカナダに出荷されて以降、令和 3 年には 6か国（タイ、台湾、アメリカ、香港、カナダ、ベトナム）に拡大しており、円安基調の中、販路拡大の好機となっています。
- ・ 農地の 74% を占める中山間地域では、人口減少により集落機能はもとより、多面的機能を有する農村資源の維持や生産活動の継続が困難になりつつあることから、兼業農家等を含めた地域住民が一体となった取組を維持・拡大するとともに、外部ボランティア等の協力も得ながら活力ある農村づくりを推進していく必要があります。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金に係る協定が管内 116 地域（令和 3 年度）で締結されているほか、農地維持（共同）活動に係る多面的機能支払交付金が 214 組織で、面積 19,219ha（カバー率 46%：令和 3 年度）に交付されるなど、地域協働による生産基盤や生活環境の保全活動が拡大していますが、人材不足等により活動を取り止める組織もあることから、引き続き、取組の継続に向けた啓発に努める必要があります。
- ・ 6 次産業化による農産物の高付加価値化を図るため、労働力の確保や販路の拡大、商品の充実等が課題であることから、ニーズに応じた支援を行う必要があります。

また、産地直売施設では、構成員の高齢化等により品目数や出荷量が減少していることか

⁴ キャトルセンター：子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間施設に預けることで飼養管理に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。

⁵ コントラクター：畜産農家等から飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調整・散布作業などを請け負う組織。

⁶ 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うもの。

ら、販売品目の確保など、引き続き年間の売上向上に向けた支援を行う必要があります。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、グリーン・ツーリズム交流人口は大幅に減少（令和3年度：53万人回）していますが、今後の交流拡大を見越した体制整備を支援する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 次世代の地域農業を担う経営体の育成

- ・ リーディング経営体⁷などの経営力・雇用力の高い持続可能な企業的経営体を育成するため、法人化や規模の拡大、労働環境の改善など経営体の個別課題の解決に向けた支援を専門家と連携し行います。
また、ほ場整備事業や「地域農業マスターplan（地域計画）⁸」に基づく農地中間管理事業の推進等により、農地の集積・集約化を促進するとともに、経営規模の拡大、高収益作物の導入や機械・施設の整備など経営発展に向けた取組を推進します。
- ・ 女性の農業経営への参画を促進し、働き方改革や経営発展を促すため、家族経営協定の締結や農業法人等における女性の登用拡大などの取組を支援します。
- ・ 次世代の担い手となる農業者を確保・育成するため、管内農業の魅力発信の強化による就農希望者の裾野拡大を図るとともに、生産技術や経営管理能力向上、機械・施設の導入支援など、新規就農者の経営発展段階に応じた総合的な支援と併せ、円滑な経営継承に向けた支援体制の整備を進めます。
- ・ 農業経営を支える雇用入材を安定的に確保するため、障がい者や高齢者など多様な人材が活躍できる働きやすい環境づくりを関係機関と連携して進めます。

② 生産性・市場性の高い安全・安心な産地づくり

- ・ 水田のフル活用による所得向上を図るため、需要に応じた米生産を推進し、需要が伸びている「銀河のしづく」への品種の切り替えを加速化させるとともに、水位リアルタイムモニタリング装置や自動かん水装置等の水管理システム等の低コスト・省力技術の導入を推進し、高品質安定生産等による産地化を図ります。
また、スマート農業の実装が可能となるよう、ほ場の大区画化や用水路のパイプライン化、法面の緩傾斜化など、受益農家の意向を踏まえた基盤整備を進めます。
- ・ 園芸産地力の向上を図るため、消費者や実需者⁹のニーズに対応した多様な品目の生産、出荷期間の拡大等を推進するとともに、小型光合成促進機を含む低コスト環境制御技術¹⁰や、作業の効率化につながるスマート農業技術等の導入により、経営体の労働力軽減や軽労化を推進します。
- ・ りんご輸出の拡大による農家の所得向上を図るため、輸出用PR資材の作成や販売促進活動を支援します。
- ・ 酪農・肉用牛経営体の規模拡大による収益力向上を図るため、施設整備や生産管理用機械の導入を推進するとともに、草地・飼料畑の整備を推進し、自給飼料の増産による生産コス

⁷ リーディング経営体：年間販売額概ね3千万円以上又は年間所得概ね1千万円以上を確保する経営体。

⁸ 地域農業マスターplan（地域計画）：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定する地域農業の在り方や農地利用の目標等を定めた計画。

⁹ 実需者：農林水産物を使用・加工して商品・サービスを提供する事業者（飲食店や量販店、食品加工事業者等）。

¹⁰ 低コスト環境制御技術：パイプハウス等を対象に、ミストや自動換気装置等2種類以上の機器を導入し、個別に制御する技術。

トの低減を図ります。

また、分娩監視装置等先端技術の導入拡大など生産性向上に向けた取組を支援します。

- ・ 家畜の飼養管理や飼料生産などの省力化を図るため、繁殖育成センターやコントラクター、公共牧場、酪農ヘルパー¹¹などの外部支援組織の育成・強化を推進します。
- ・ 農業による環境負荷を低減するため、環境保全型農業直接支払交付金制度の取組支援により、有機農業等持続的な農業生産活動を推進します。

また、第三者認証G A P¹²を必要とする農業者の認証取得の支援や、耕畜連携の推進等による化学肥料の使用量低減に向けた取組により生産資材高騰による農業者の負担軽減を図ります。

- ・ 産地の生産性向上や担い手への農地の集積・集約化の加速化に資するため、ほ場や用排水路、農道、暗きよ排水等の整備により農地の高度利用及び集落営農の取組を支援します。
- ・ 水路などの農業水利施設の適時適切な保全対策の実施に向け、施設管理者の意向を勘案し策定する「農業水利施設の維持更新計画」を踏まえ、計画的に機能診断評価を行います。

また、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、施設の機能診断評価結果に基づき、適時適切な補修・補強・更新を行います。

- ・ 農業用ため池の防災対策の実施に向け、防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価を優先的に推進し、その結果を踏まえた対策工事を計画的に実施します。
- ・ 流域治水の取組定着に向け、治水協定に基づき河川に係る農業用ダムの洪水調節を適切に運用するとともに、田んぼダム¹³に係る地域住民の理解醸成に向け、効果や支援制度の内容を広く周知します。

③ 魅力ある農村づくりの推進

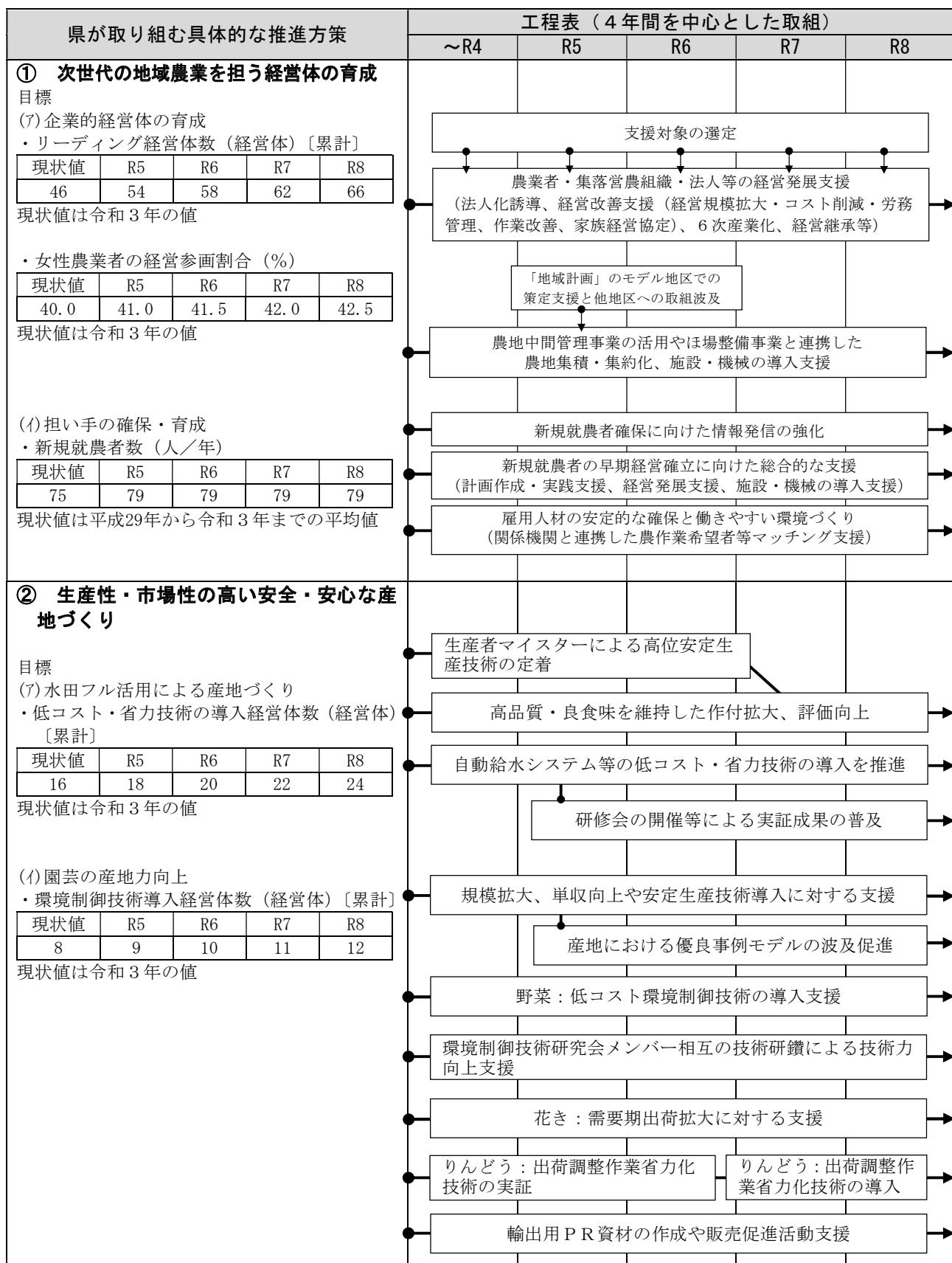
- ・ 中山間地域の活性化を図るため、地域コミュニティの活動をリードする人材の育成を支援するとともに、地域住民が主体的に取り組む地域ビジョンの策定やビジョンの実現に向けた取組を支援します。
- ・ 多面的機能を有する農村資源を維持・保全するため、多面的機能支払制度や中山間地直接支払制度の事務負担の軽減に向け、活動組織の広域化を図るとともに、土地改良区などの団体との連携強化を支援します。
- ・ 野生鳥獣の被害から産地を守るため、防疫対策を徹底するとともに、電気柵設置や有害捕獲、追い払いや環境改善など地域ぐるみの野生鳥獣被害対策の取組を支援します。
- ・ 地域の農村資源等を活用した産地直売施設や農畜産物加工・起業等の農村ビジネスの振興を図るため、消費者ニーズを踏まえた販売戦略の策定・実践及び経営管理能力の向上等の取組を支援するほか、産地直売による年間売り上げの確保を図るため、産地直売施設間の連携、生産体制の整備や商品力強化等の取組のほか、産地直売施設の情報発信を支援します。
- ・ 農村地域ならではの魅力の向上と理解促進を図るため、市町との連携により、インバウンドも視野に入れたグリーン・ツーリズムの受入体制強化の取組を支援するほか、食に関する

¹¹ 酪農ヘルパー：酪農家が休暇を取得する場合に、搾乳や飼料給与などの飼養管理を代行する者。

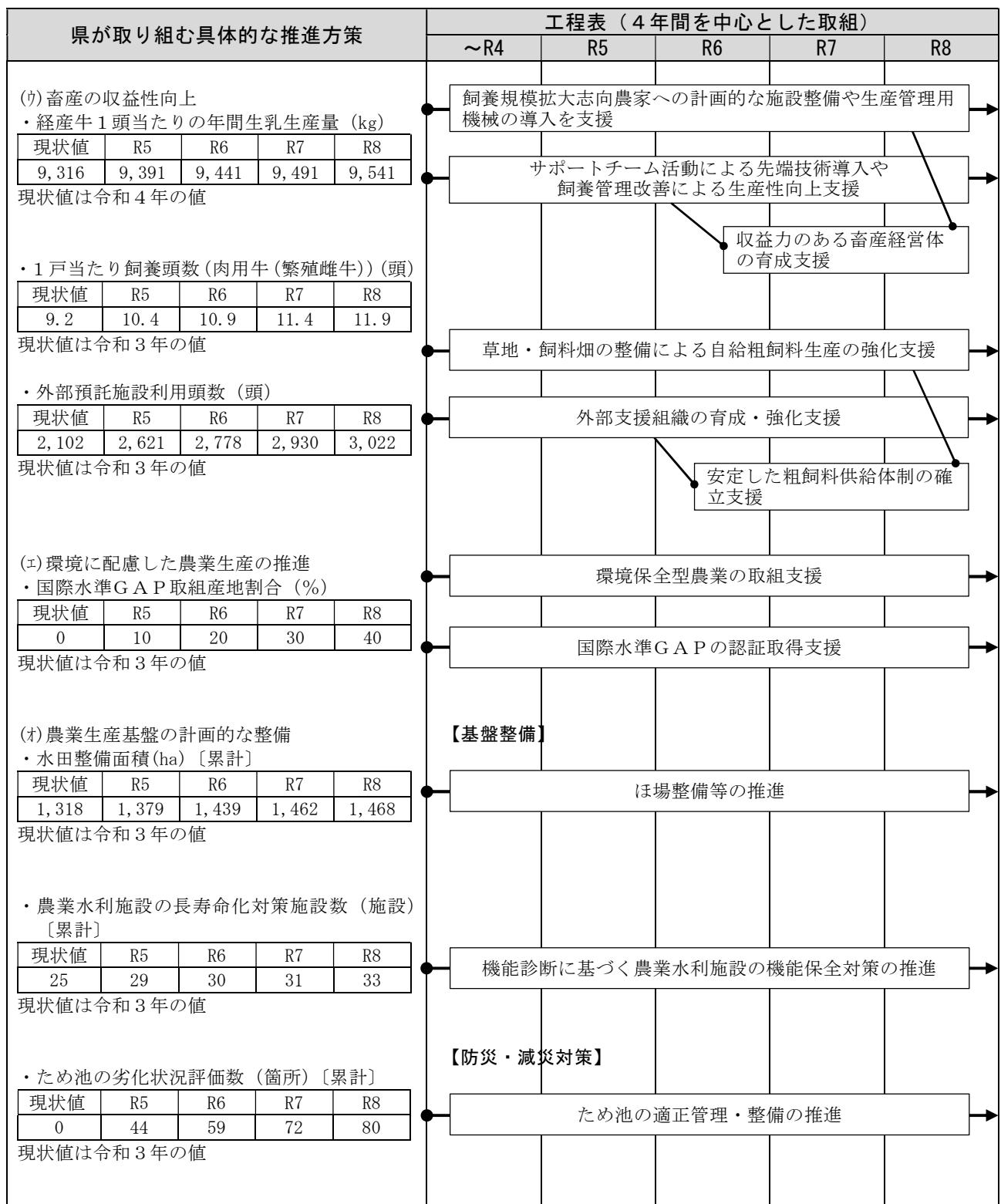
¹² 第三者認証G A P：農業者が実施するG A Pの取組を第三者が審査し証明する民間の認証制度。

¹³ 田んぼダム：小さな穴を開いた調整板などの簡単な器具を水田の排水口にとりつけて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図るもの。

歴史、「食の匠¹⁴」等の郷土食文化等の情報を県内外に発信します。



¹⁴ 食の匠：地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を受け継ぎ、その情報発信と次代への伝承ができるとして知事に認定された者。





県以外の主体に期待される行動

(生産者、団体等)

- ・「地域農業マスタープラン（地域計画）」の作成と実践
- ・新規就農者の技術向上や経営力向上支援
- ・雇用人材確保のための働きやすい環境づくり
- ・生産基盤整備の合意形成に向けた取組
- ・生産性向上・省力化に向けた取組実践
- ・外部支援組織の利用推進
- ・輸出等による販路拡大
- ・農業資源の維持保全活動
- ・野生鳥獣被害防止対策の取組実践
- ・農畜産物の高付加価値化、農村ビジネスの取組実践
- ・農村都市交流活動

(市町)

- ・「地域農業マスタープラン（地域計画）」の策定と実践支援
- ・働きやすい環境づくりと多様な働き手の確保支援
- ・生産基盤整備の推進
- ・機械・施設等の導入支援
- ・外部支援組織の育成・強化
- ・地域活動の担い手育成支援
- ・日本型直接支払制度の活用支援
- ・野生鳥獣被害防止対策の取組支援
- ・農村ビジネス支援
- ・インバウンドも視野に入れたグリーン・ツーリズムの受入体制の整備

【関連する計画】

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・岩手県農業振興地域整備基本方針（計画期間 令和元年度～令和12年度）
- ・岩手県水田収益力強化ビジョン（計画期間 令和3年～令和8年）
- ・いわてのお米ブランド化生産・販売戦略（計画期間 令和3年度～令和5年度）
- ・岩手県野菜生産振興計画（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・岩手県果樹農業振興計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・岩手県花き振興計画（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・岩手県家畜及び鶏の改良増殖計画（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・いわて農業農村整備の展開方向（計画期間 令和5年度～令和8年）
- ・いわて農業農村活性化推進ビジョン（計画期間 平成27年度～）

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

■ 9 森林資源の循環利用促進ともうかる林業・木材産業の構築を進めます

(基本方向)

カーボンニュートラルに資する森林資源の循環利用に向けて、森林施業の集約化、路網の整備、林業の低コスト化、高性能林業機械の導入支援を図るとともに、新規就業者や林業担い手の育成及び確保等に取り組みます。

また、地域材の利用促進を図るため、アカマツ材等の建材への利用や松くい虫被害材のチップ化、木質バイオマスのエネルギー利用等を促進します。

さらに、原木しいたけについては、原木の安定確保を図るとともに、担い手育成や輸出に取り組みます。

現状と課題

- 令和元年度における県央圏域の民有林森林面積は約16万haとなっており、全県の約21%を占めています。
- 県央圏域における針葉樹樹種別面積は、アカマツに次いでカラマツの占める割合が高く、また、県央圏域のカラマツ林の面積は、県全体の4割（令和元年度42.0%）を占めています。
- 森林の有する木材生産機能、水源涵養機能及び地球温暖化防止機能等の多面的な機能を高度に発揮させるため、森林整備を計画的に進める必要があります。
- 森林資源の充実と木材需要の高まりにより、森林の伐採が進んでいることから、林業の低コスト化を図りながら伐採跡地への再造林を進めていく必要があります。
- 広葉樹生産は、パルプ原木やしいたけ原木、木炭原木、薪、建材等多様な需要に応えていくため、豊富な広葉樹の活用とともに、更新を進めていく必要があります。
- 伐採作業時のヒューマンエラーによる労働災害や死亡事故を防止するため、安全対策を講じる必要があります。
- 県央圏域の林業従事者数は横ばい（令和元年度 394人→令和2年度 403人）、60歳以上の割合も高止まり（平成28年度 42%→令和2年度 40%）していることから、若年労働者の雇用を促進する必要があります。
- 計画的な主伐、造林、間伐を進めるため、意欲と能力のある林業経営体¹及び森林施業の団地化・集約化の促進を担う森林施業プランナー²の活動支援が必要となっています。
- 平成12年度に紫波町において発生した松くい虫被害は、その後、矢巾町、盛岡市及び滝沢市に被害が拡大し、当該市町は「松くい虫被害地域」となっており、当該市町の被害拡大防

¹ 意欲と能力のある林業経営体：森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体。

² 森林施業プランナー：森林経営計画を作成するとともに、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し、森林所有者へ提示して施業を受託することのできる者。

止とともに未被害地域への被害の拡大を防ぐ必要があります。

- ・ ナラ枯れ³被害は、近隣圏域に発生してきており、未被害地域である県央圏域での侵入を警戒するとともに、予防策を講じる必要があります。
- ・ 県央圏域では、大型製材工場が稼働しているほか、近隣圏域では、合板工場や木質バイオマス発電所が稼働しており、大口需要者に対し地域材を安定供給する体制づくりが必要となっています。
- ・ 県央圏域の公共施設等では、地元産のスギ、カラマツ、アカマツが構造部材や内装材として使用されるなど、地域産材の活用事例が増えてきていますが、公共施設はもとより、新築住宅、マンションのリフォーム及び店舗等における需要拡大を図るため、更なる地域材のPRを行う必要があります。
- ・ カラマツ材は、地域ブランド材として主に首都圏に供給されており、引き続き、販売活動を支援する必要があります。また、カラマツ材、アカマツ材とともに、近年、外材の代替材としての需要が高まっていることから、安定的に供給できる体制を構築する必要があります。
- ・ 県央圏域の木質バイオマス利用機器は、公共施設等を中心に導入が進んでいますが、今後も、脱炭素社会の実現に向けて、産業分野への導入を促進するとともに、木質燃料材を安定的に供給していく必要があります。
- ・ 原木しいたけは、原子力発電所事故の影響を受け、全国的な原木不足により原木価格が上昇していること、生産者の減少や高齢化等（70代以上約5割）により生産量は減少傾向（平成30年 197t→令和3年 180t）にあります。
- ・ 県央圏域の原木しいたけにおいては、都市近郊の立地を生かした周年栽培により、県内の約8割を生産しています。
- ・ 原木しいたけ産地の再生に向け、原木の安定確保、担い手の確保・育成を図るほか、経営の安定化により収益の確保を図る必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 森林資源の循環利用及び担い手の育成・確保

- ・ 市町及び森林組合等林業事業体と連携し、森林施業の集約化を図るとともに、林道や森林作業道等路網を整備し、生産基盤の強化を図ります。
- ・ 持続的な森林経営を図るため、伐採と造林の一貫作業システム⁴の普及やコンテナ苗⁵による植栽を進め、低コスト林業の促進を図ります。
- ・ 県央圏域の森林資源を適正に管理するため、森林組合等林業事業体に対して、森林施業の団地化・集約化の促進を担う森林施業プランナーの養成や森林経営計画作成等の支援を推進します。
- ・ 県産漆の増産に向け、漆造林に取り組む森林所有者等を補助事業等により支援します。
- ・ 伐採作業等の林業労働災害や死亡事故防止の対策として、林業事業体への専門家派遣や伐

³ ナラ枯れ：ナラ類やシイ・カシ類の木を枯らす感染症で、ナラ菌と呼ばれるカビの一種が原因。

⁴ 一貫作業システム：素材生産で使用した機械をその後の地拵、植栽に活用し、伐採から植栽までを一連の作業として実行するシステム。

⁵ コンテナ苗：根巻きを防止できる容器（マルチキャビティーコンテナ）で育成した苗木。活着が良好で、植栽時期の幅が広いなどのメリットがあり、裸苗よりも短期間で生産可能。

木技術普及研修等を通じて、林業従事者の伐採作業時の安全な伐倒技術の向上や安全意識の向上を図り、林業労働災害の防止を図ります。

- ・ 新規林業従事者等の雇用を促進するため、社会保険等の処遇改善を支援するほか、林福連携等による新たな労働力の開拓、労働強度の軽減のための林業用アシストスーツ⁶等新技術の導入、空調服等の普及を促進します。
- ・ 素材生産における生産性の向上を図るため、高性能林業機械の導入を支援します。
- ・ 松くい虫被害については、未被害地域への被害拡大を防ぐため、被害木の駆除のほか、樹種転換⁷や広葉樹林化を促進するとともに、市町と連携し、被害材の利用促進に取り組みます。
- ・ ナラ枯れ被害については、県央圏域への侵入を警戒するため、松くい虫等防除推進員等の巡視に加えて、市町と連携し、被害の監視に取り組むとともに、被害を未然に防ぐため、高齢なナラ林の伐採・更新により、被害を受けにくい林分への若返りを促進します。
- ・ 森林の有する公益的機能の維持・増進と山地災害の防災対策を推進するため、治山施設等を整備するほか、治山施設個別施設計画に基づき、治山施設の長寿命化対策に取り組みます。
- ・ NPO等民間活動組織が実施する森林保全活動に対する支援を行うほか、「岩手県県民の森」及び「岩手県滝沢森林公園」について、県民の保健休養や森林体験学習の場として提供し、県民の木材への親しみや木の文化への理解を深めます。
- ・ 交流人口を増やすため、県央圏域の北部地域に豊富なカラマツ林の黄葉等の魅力を情報発信する取組を促進します。

② 地域材の利用促進

- ・ 市町が策定した区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針に基づき、市町と連携し、建築物への地域材利用を促進します。
- ・ アカマツや広葉樹材の認知度の向上を図るため、建築事業者向けのセミナーやPR活動を通じ、住宅や民間商業施設等の構造材、内装材等建築部材への利用促進に取り組みます。
- ・ 木質バイオマス燃料材として、松くい虫被害材をチップ化し、利用を促進します。
- ・ 民間企業への木質バイオマス利用機器の導入を普及啓発し、木質バイオマスエネルギーの有効活用を促進します。

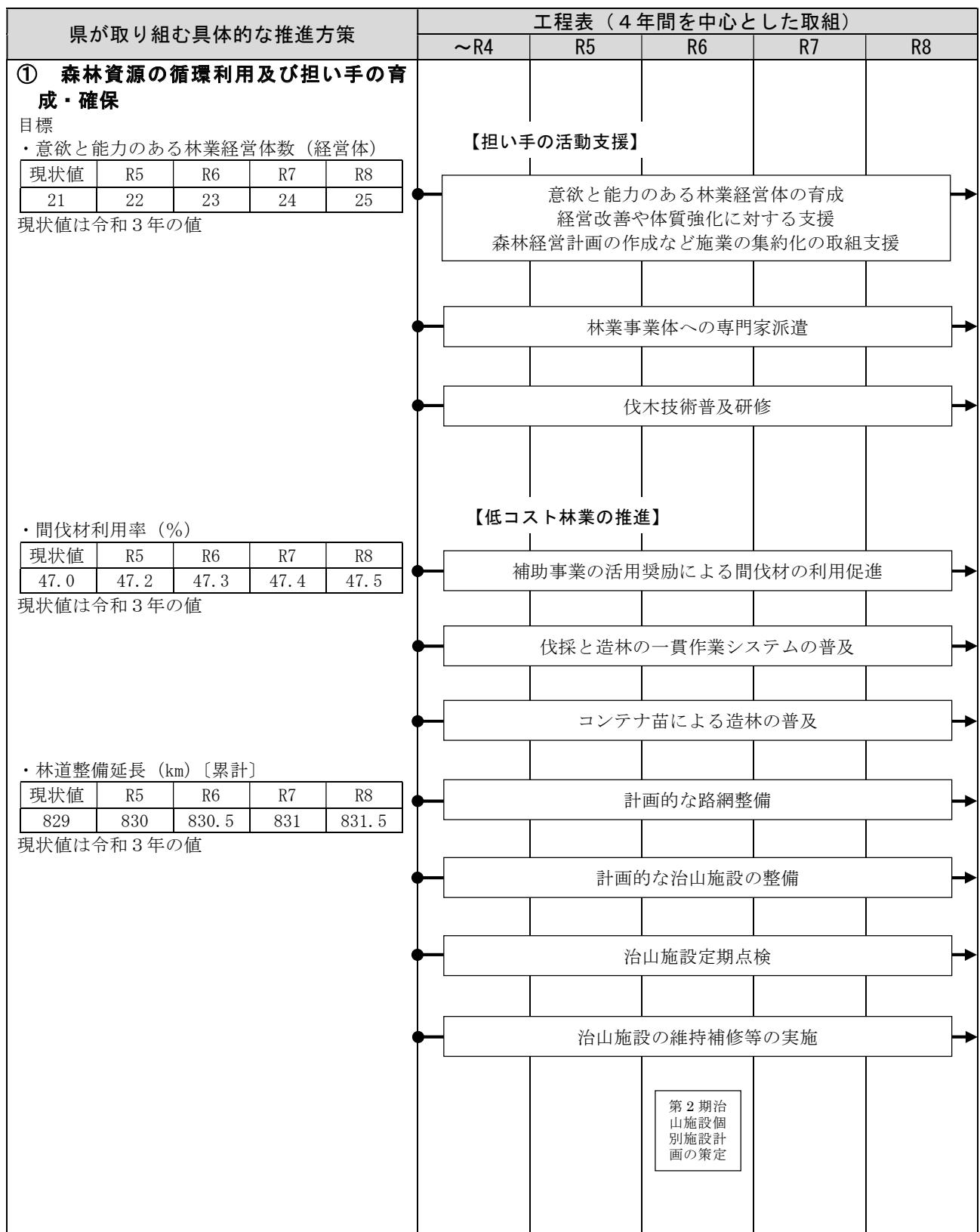
③ 原木しいたけ産地の再生

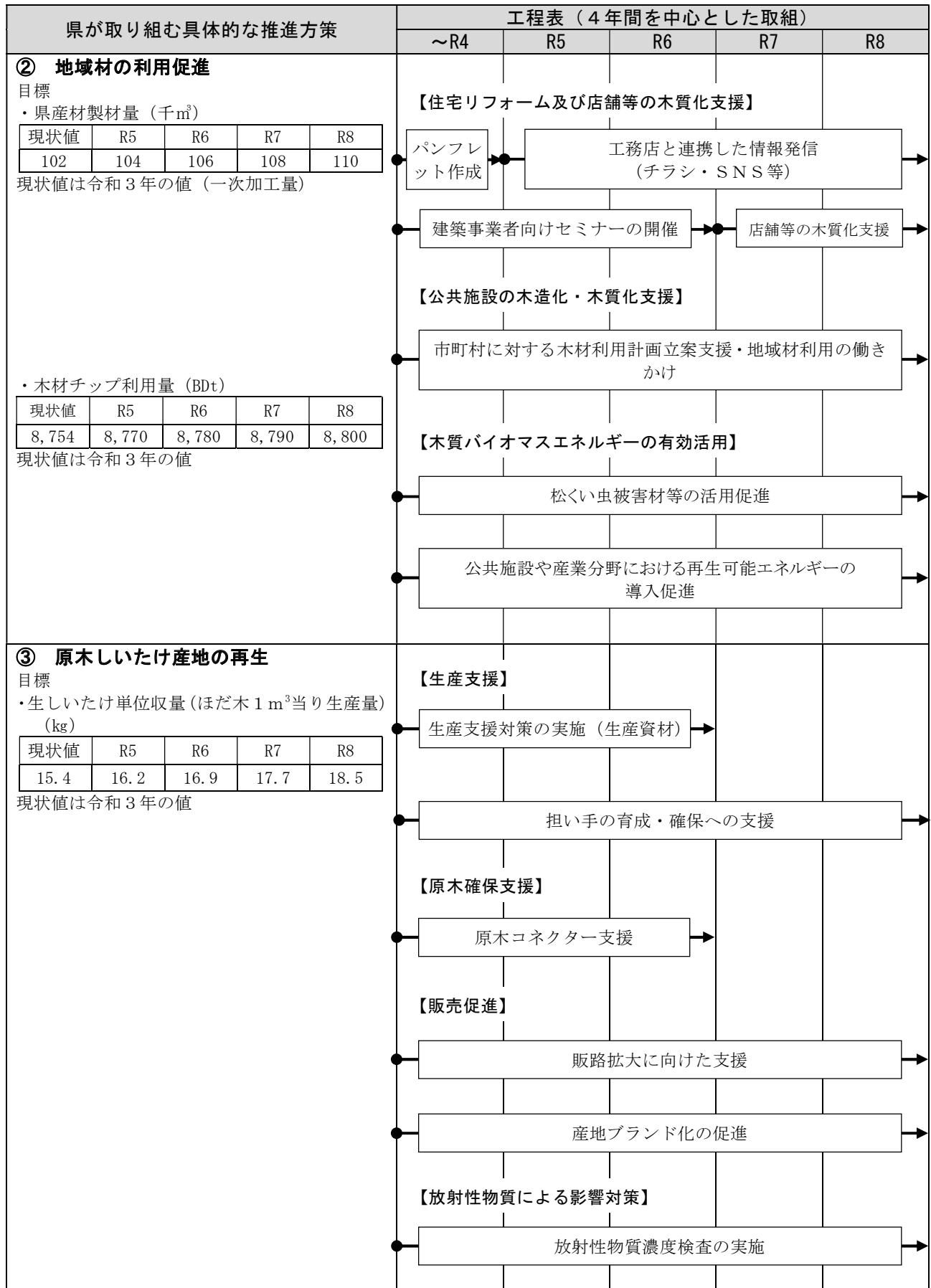
- ・ 原木しいたけについては、原木等の放射性物質検査の徹底による安全・安心の確保や原木コネクター⁸への原木増産助成等により原木の安定確保を支援します。
- ・ 経営の安定化による収益の確保を図るため、栽培技術の勉強会の開催等による担い手の育成や海外販売に向けた商社等との商談を支援します。

⁶ 林業用アシストスーツ：林業従事者の歩行を支援する装置で、造林作業など急斜面を上り下りする際の肉体的な負担軽減が期待できる。

⁷ 樹種転換：松くい虫等により被害が発生している森林を伐採し、松くい虫等により枯死するおそれのない樹種に転換する施業方法。

⁸ 原木コネクター：森林所有者（原木林所有者）としいたけ生産者をつなぐ原木の生産・供給に意欲的な地域の原木生産者。





県以外の主体に期待される行動

(森林組合等林業事業体・木材加工事業体等)

- ・森林経営計画等に基づく適正な森林施業の実施
- ・森林施業の集約化と計画的な路網整備
- ・森林施業の低コスト化
- ・経営基盤強化と雇用管理の改善等による担い手の育成・確保
- ・松くい虫防除作業の実施
- ・保安林制度の理解と遵守
- ・地域材やバイオマス燃料の安定供給の取組
- ・木質バイオマス利用機器の導入
- ・安全・安心なしいたけの生産

(市町)

- ・森林施業の集約化と計画的な路網整備
- ・松くい虫防除事業の実施
- ・森林経営管理制度⁹の推進
- ・治山対策の実施に向けた地域での合意形成
- ・地域材安定供給の実行支援
- ・公共施設等への木材利用を推進
- ・木質バイオマスの利活用の促進、普及啓発
- ・しいたけの生産活動支援

【関連する計画】

- ・林道整備事業中期実施計画（第5期）（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（計画期間 令和3年度～令和12年度）
- ・治山事業四箇年実施計画（第4期）（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（計画期間 令和5年度～令和8年度）
- ・岩手県県産木材等利用促進行動計画（計画期間 令和5年度～令和8年度）

⁹ 森林経営管理制度：手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度。

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

10 地域産業の特性に応じた産業人材の確保・育成とやりがいを持って働くことができる労働環境の整備を進めます

(基本方向)

将来の県央圏域を担う若年者等の地域内就職と職場定着を促進するため、若年者における県内企業の認知度を向上させ、社会人としての基礎を築く重要な時期にある高校生などの勤労観の醸成を図るとともに、関係機関と一体となり、企業とのマッチングを促進します。

また、市町や関係機関などと連携した各分野の産業振興施策の推進をはじめ、学術研究機関や産業支援機関などとの連携により、地域産業を支える優れた人材の育成・確保を行います。

さらに、雇用の質や企業の魅力向上を図るため、県や関係機関の支援制度等に関する情報提供などにより、企業のワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革を推進します。

現状と課題

- 雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症、原油高や資材価格の高騰などの影響による経営環境の悪化から求人を控える動きもみられ、管内有効求人倍率が1倍を下回ることもありましたが、令和4年3月の管内有効求人倍率は1.19倍と、求人数が求職者数を上回る状況にあり、企業の人材不足が深刻化しています。
- また、年々、管内新規高卒者就職者数が減少しているため、一層の人手不足が懸念され、人材確保が課題となっています。
- 管内の新規高卒者の就職内定者のうち県内企業が占める割合は近年60%台で推移し、84.5%を目指している県全体の目標に達していないことから、関係機関と一体となった就職マッチングに向けた支援が求められています。
- 若年者等が地域産業を支える人材として定着するよう、進路選択をする上で影響力のある保護者や進路指導担当教員等の県内企業や県内就業への理解を促進する必要があります。
- 特別支援学校等に在籍する生徒が地域の中で自立し、社会参加できるよう、障がいのある生徒に対する理解促進に向けた取組と、地域の企業や関係機関と連携した支援を行っています。
- 企業におけるテレワーク環境の整備、育児・介護休業法や女性活躍推進法の改正による育児休業の取得促進や女性が働きやすい職場づくりの推進など、多様な働き方が普及してきています。
- 高校生の就職において地元志向が高まる一方、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた県外志向回帰の動きもみられることから、ワーク・ライフ・バランスなど働き方改革の推進などによって、企業の魅力を更に向上させていく必要があります。
- 管内の企業に就職した管内新規高卒者の1年目離職率は、平成30年度は13%台でしたが令

和3年度は16%台と上昇していることから、企業における若年者の定着率向上に向けた取組を支援していく必要があります。

- ・ 観光産業、農林業、食産業などの地域資源を活用した産業振興施策、経営革新計画の策定支援を通じた新事業への取組を促進し、特色ある地域産業の成長と新たな雇用の創出につなげる必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 若年者等の就業支援と地域産業を支える人材の確保

- ・ 高校生と県内企業の経営者や若手社員、行政職員等との交流会の実施など、地域を志向したキャリア教育を推進し、県内就職を促進します。
- ・ 就職を希望する高校生等の若年者に対し、関係機関と連携した就職ガイダンスの開催などを通じ、若年者の管内企業に対する理解を深め、様々な産業分野に係る勤労観の醸成を促すとともに、地元企業とのマッチングを行い、本人の希望や適性に応じた就職ができるよう支援します。
- ・ 就業支援員や県内就業・キャリア教育コーディネーターを配置し、管内高等学校の就職希望者に対し、学校と連携しながら、生徒の適性に応じた応募先選定の支援や選考試験の際の助言等を行います。
- ・ 若年者のミスマッチなどによる早期離職の防止に向け、県内企業の経営者や若手社員、行政職員等との交流機会を創出するなど職業への理解を深める取組を推進します。
また、大学生とU・Iターン就職者や起業者との交流機会を創出し、県内就職や起業への意識醸成に取り組みます。
- ・ 特別支援学校等に在籍する生徒の就職支援にあたっては、学校側に企業訪問で得た障がい者雇用情報を提供するとともに、学校や地域、企業との意見交換等を重ねながら、関係機関と連携し、一人ひとりの実情に合わせた支援を行います。
- ・ 高卒者の県内就職率向上に向け、県外就職者の割合が高い学校を中心に、保護者や進路指導担当教員を対象とした企業見学や企業との交流機会を創出し、県内就職への意識醸成に取り組みます。
- ・ 管内新規高卒者を採用した管内企業に対し、企業訪問等を通じて新規高卒就職者へのフォローアップ等を依頼することにより、職場への定着を促進します。
- ・ 国・市町や各産業分野の関係団体と連携し、管内へのU・Iターンに関する情報提供や相談対応を行うことにより、県外からの人材確保やU・Iターン希望者の就業を促進します。
- ・ 地域の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練法人に対し、適正な運営に関する指導及び認定職業訓練の円滑な実施を図るための支援を行います。
- ・ 各種の雇用助成制度などを活用し、若年者等の就業を促進します。

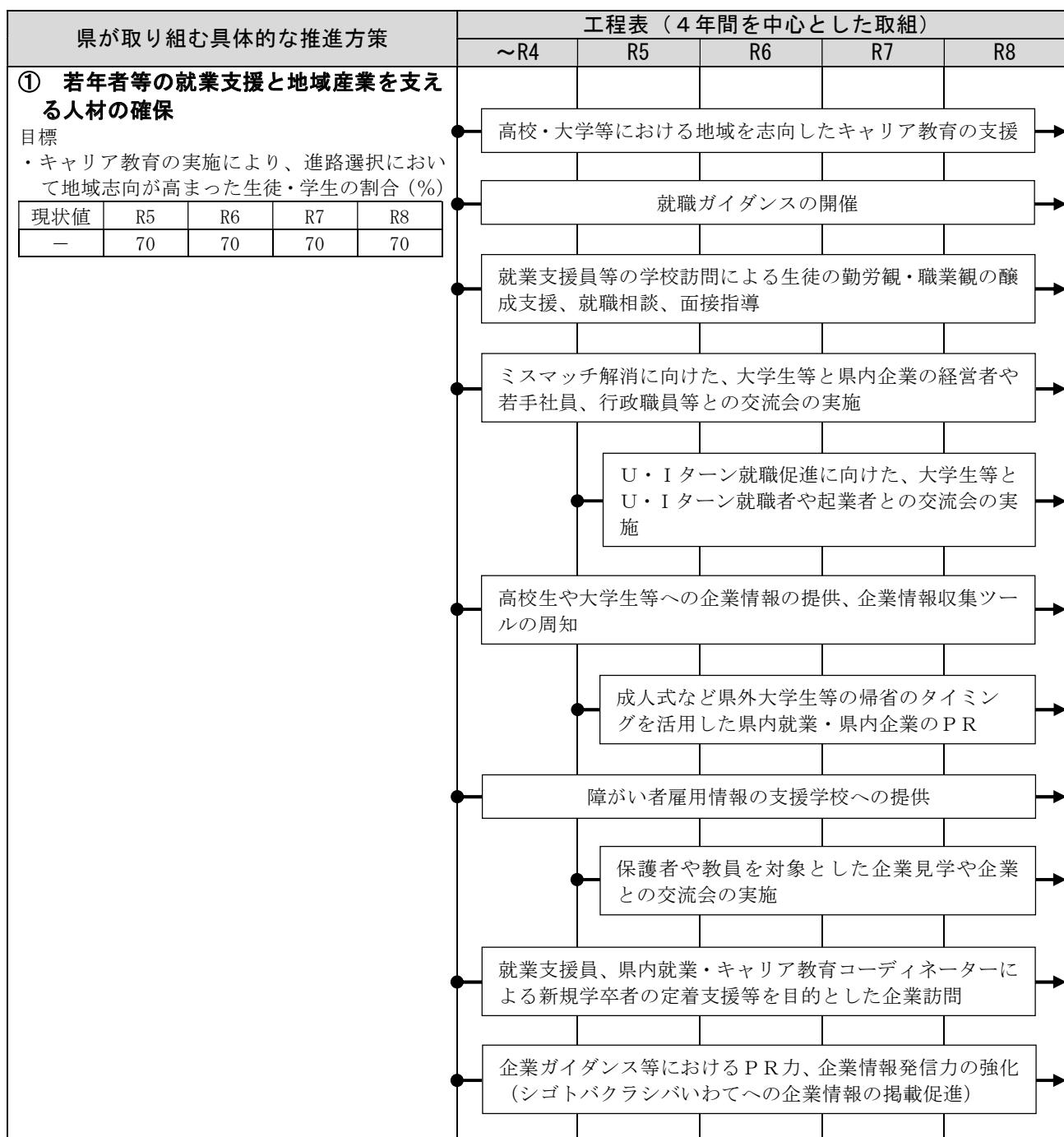
② 企業における雇用・労働環境整備の促進

- ・ 雇用の維持、無期転換ルール¹の適正な運用による非正規労働者の正社員転換・待遇改善、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上等の働き方改革の取組や賃金などの労働条件の改善等について、市町と連携し、商工会議所や商工会など商工指導団体や企業への要請活

¹ 無期転換ルール：労働契約法により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルール。

動を行います。

- 企業訪問を通じて、県や国等の関係機関の支援制度や認定制度について情報提供することにより、ワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革の取組を支援します。



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～R4	R5	R6	R7	R8
② 企業における雇用・労働環境整備の促進					
目標					
・管内企業におけるいわて働き方改革推進運動 参加事業所数（事業所）〔累計〕					
現状値 R5 R6 R7 R8	323	444	507	571	634
現状値は令和3年の値					

商工指導団体や企業への要請活動の実施

企業訪問による働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに係る関係制度等の普及啓発

企業の採用力強化セミナーへの参加促進、企業間交流による取組事例の共有

県以外の主体に期待される行動

(企業)

- ・雇用の維持・拡大
- ・労働環境の確保・改善
- ・働き方改革の促進
- ・人材の育成・確保
- ・採用力の強化
- ・障がい者の一般企業への就労促進と福祉的就労の場の充実

(公共職業安定所)

- ・法制度の周知・監督指導
- ・助成制度等による支援
- ・人材の育成・確保と若年者の就業支援

(市町)

- ・各分野における雇用創出
- ・企業への要請、意識啓発
- ・離職者等の生活支援
- ・人材の確保と若年者等の就業支援

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

11 産業経済活動を支える交通ネットワークを整えます

(基本方向)

産業経済活動を支援するための道路や、北上川流域における県央圏域内外の交流・連携を担う道路整備を進めるなど、交通ネットワークの形成・強化を図ります。

また、地域医療を支えるため、医療機関への広域的な救急搬送ルートなどの整備を推進します。

現状と課題

- 観光地へのアクセス改善や物流の効率化により産業振興を支援するとともに、救急医療や災害時の円滑な救援活動に資するため、道路の整備及びスマートインターチェンジ¹の整備が進んでいます。
- 北上川流域は、産業集積圏域としての社会資本整備が求められています。
- 一般国道4号盛岡南道路は、令和4年度国土交通省の事業として新規事業採択され調査が進められています。
- (仮称)八幡平スマートインターチェンジは、令和4年9月、国が高速道路会社へ事業許可を行い、新規事業化が決定しました。
- 県央圏域北部の幹線道路整備が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

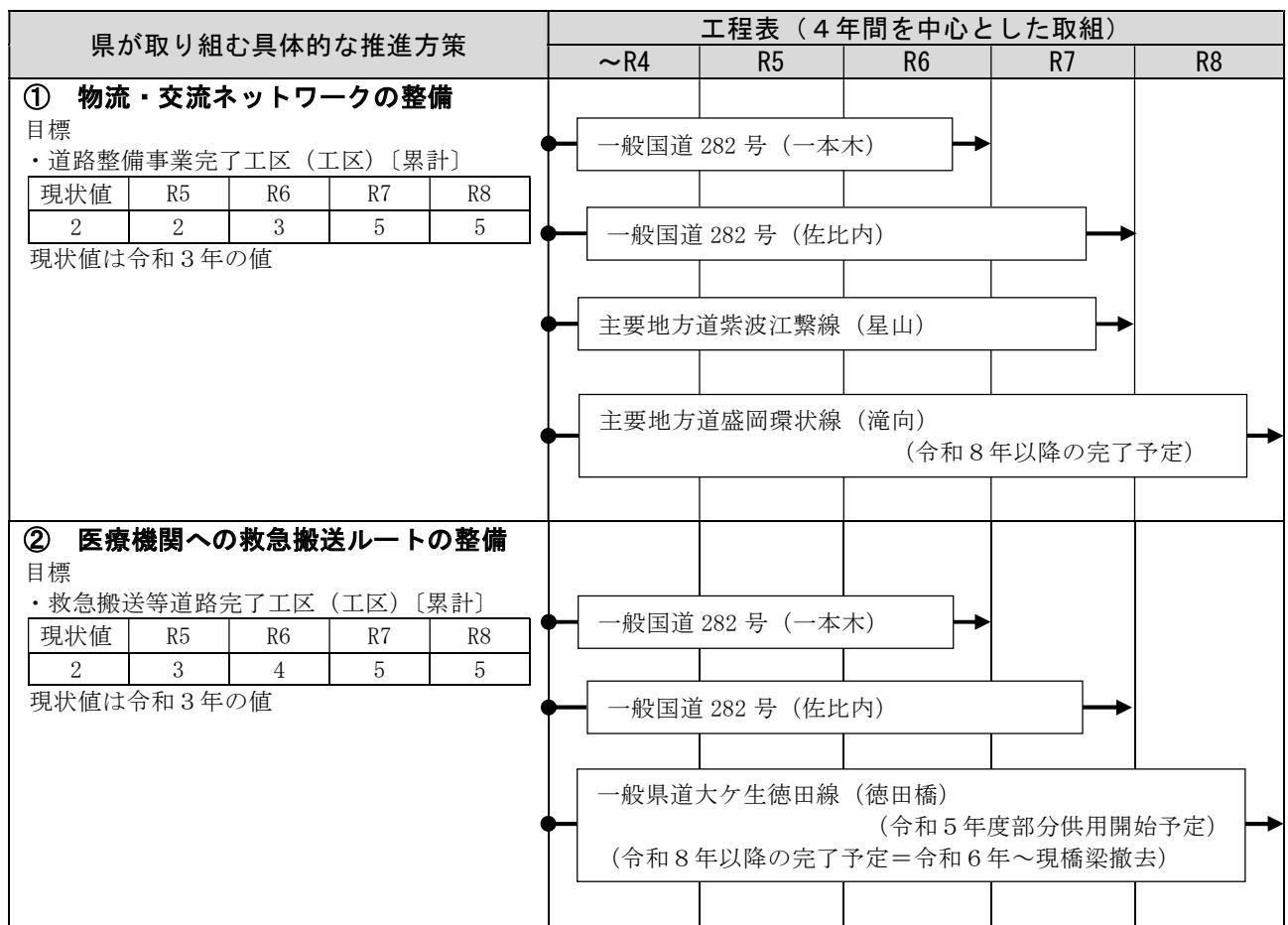
① 物流・交流ネットワークの整備

- 産業経済活動を支える物流ネットワークを構築するとともに、一般国道4号盛岡南道路の整備が進むよう国に働きかけていきます。
- 一般国道282号など県央圏域内外との交流を促進する広域ネットワークの整備を進めます。

② 医療機関への救急搬送ルートの整備

- 地域医療を支援するため、広域的な救急搬送を支える道路整備（一般国道282号、一般県道大ヶ生徳田線「徳田橋」）を推進します。

¹ スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りできるように設置されるインターチェンジ。ETCを搭載した車両が通行可能であり、料金徴収員が不要となるため、簡易な料金所の設置で済む。



県以外の主体に期待される行動

(国)

- ・国が管理する一般国道などの交通ネットワークの整備
- ・国道の緊急搬送ルートの整備

(高速道路株式会社)

- ・スマートインターチェンジの整備

(市町)

- ・一般国道や県道等の整備に連携した市町道の整備
- ・市町道の緊急搬送ルートの整備
- ・スマートインターチェンジのアクセス道路の整備

卷末資料

「県央圏域重点指標」一覧

「県央圏域重点指標」一覧

指標名	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画 目標値 (R8)	
			R5	R6	R7		
基本方向 I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域							
がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数[10万人当たり]	(男性)	人	266.5 ^(R2)	250.5 ^(R4)	243.7 ^(R5)	237.1 ^(R6)	230.7 ^(R7)
	(女性)		146.8 ^(R2)	125.3 ^(R4)	121.7 ^(R5)	118.3 ^(R6)	114.9 ^(R7)
自殺者数[10万人当たり]	人	21.4 ^(R2)	14.2 ^(R4)	13.3 ^(R5)	13.2 ^(R6)	13.0 ^(R7)	
訪問診療(歯科を含む)・看護を受けた患者数[10万人当たり]	人	9,045 ^(R2)	10,020 ^(R4)	10,507 ^(R5)	10,995 ^(R6)	11,483 ^(R7)	
公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	100	100	100	100	100	
一般廃棄物の最終処分量	t	16,274 ^(R2)	15,818 ^(R4)	15,590 ^(R5)	15,362 ^(R6)	15,134 ^(R7)	
対消費電力FIT導入比	%	77.9 ^(R2)	85.9 ^(R4)	94.3 ^(R5)	94.5 ^(R6)	99.2 ^(R7)	
地縁的な活動への参加割合	%	28.7	31.3	33.5	35.8	38.3	
近年の洪水による浸水家屋の解消率	%	85.8	85.8	86.0	86.9	86.9	
歩道設置推進箇所の整備率	%	-	34.2	48.9	69.7	100.0	
汚水処理人口普及率	%	93.4	93.9	94.6	95.3	95.3	

目標値設定の考え方	出典 (統計・調査等の名称)
政策推進プランにおける目標値の減少率を踏まえ、令和3年を男性257.4人、女性128.9人と見込み、毎年2.7～2.9%の減少を目指します。	人口動態統計(厚生労働省)
政策推進プランにおける目標値の考え方を倣い、基準年(平成29年)からの減少率30.0%以上を目指とし、令和7年度の10万人当たりの自殺者数13.0人を目指します。	人口動態統計(厚生労働省)
政策推進プランに掲げる目標値を踏まえ、過去5年間の実績値を勘案し、毎年度487.7人の増加を目指します。	医療計画作成支援データブック(厚生労働省)
圏域内の公共用水域のBOD等環境基準達成率の100%の維持を目指します。	県環境生活部調べ
政策推進プランにおける目標値の考え方を倣い、令和7年度の最終処分量を15,134t(県循環型社会形成推進計画の目標)まで削減することを目指します。	一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)
環境省が公表している自治体排出量カルテの管内各市町の対消費電力FIT導入比(区域の再生可能エネルギー設備による発電電力量 [kWh]/区域の電気使用量 [kWh])の平均値について、県地球温暖化対策実行計画の目標値(再生可能エネルギーによる電力自給率)を踏まえ、令和7年度99.2%を目指します。	自治体排出量カルテ(環境省)
政策推進プランの目標値の伸び率を踏まえ、令和4年を29.3%と見込み、毎年2.0～2.5ポイントの上昇を目指します。	県の施策に関する県民意識調査(岩手県)
管内の洪水により浸水する家屋662戸について、県管理河川の改修により浸水を免れる家屋数を、令和4年度の568戸から令和8年度までに575戸とすることを目指します。	盛岡広域振興局調べ
令和元年から実施している歩道整備(計画延長3,565m)について、令和8年度までに3,565mの完了を目指します。	盛岡広域振興局調べ
いわて汚水処理ビジョン2017に基づき、令和7年度の汚水処理人口普及率95.3%(概成)を目指し、令和8年度は令和7年度の水準を維持します。	県県土整備部調べ

指標名	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画 目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
基本方向 II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域						
情報サービス産業の売上高(岩手県計)	億円	418 ^(R2)	609 ^(R4)	712 ^(R5)	833 ^(R6)	974 ^(R7)
ものづくり関連産業分野の製造品出荷額	億円	1,246 ^(R2)	1,341 ^(R4)	1,391 ^(R5)	1,443 ^(R6)	1,497 ^(R7)
県央圏域の観光入込客数(延べ人数)	千人回	4,582	7,178	9,774	9,819	9,864
食料品製造出荷額	億円	1,288 ^(R2)	1,315 ^(R4)	1,328 ^(R5)	1,341 ^(R6)	1,355 ^(R7)
農畜産物の産出額	億円	805 ^(R2)	805 ^(R4)	805 ^(R5)	805 ^(R6)	805 ^(R7)
木材生産産出額	千万円	286 ^(R2)	297 ^(R4)	301 ^(R5)	305 ^(R6)	309 ^(R7)
再造林面積	ha	335	344	349	354	360
県央圏域高卒者の県内就職率	%	69.3	75.0	75.0	75.0	75.0
物流・交流の基盤となる道路の整備推進箇所の整備率	%	-	52.0	67.6	86.8	86.8

目標値設定の考え方	出典 (統計・調査等の名称)
情報サービス産業の売上高について、過去3年間(R1、R2、R3)の伸び率が平均17% (R1→R2: 10%、R2→R3:24%)であることを踏まえ、令和4年推計値521億円から毎年17%増の974億円を目指します。	産業構造実態調査(総務省・経済産業省)、経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省、岩手県)
ものづくり関連産業分野の製造品出荷額について、第1期地域振興プラン期間のR2及びR3は、新型コロナウイルス感染症拡大等により、目標値を下回ったものの、回復傾向にあることから、第1期地域振興プランと同様の考え方により毎年3.7%増の1,497億円を目指します。	産業構造実態調査(総務省・経済産業省)、岩手県の工業(岩手県)
新型コロナウイルス感染拡大により落ち込んだ入込客数を、令和4年の推計値4,582千人回から令和6年までに感染拡大前の平成30年の水準に戻し、令和7年以降は、国内観光客は現状維持を図る一方、外国人観光客数については、感染拡大前の過去4年間(平成27年～令和元年)で180千人回増加していることから、毎年45千人程度の増加を目指します。	岩手県観光統計概要
食料品製造額について、過去2年間(令和元年～3年)の平均伸び率は0.3%であるが、本県の地域経済を支えるため、令和4年以降、毎年1.0%程度の増加を目指します。	産業構造実態調査(総務省・経済産業省)、経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省、岩手県)
農家戸数は平成27年から令和2年までの5年間で20%減少しており、今後も減少が予想される中、経営規模の拡大、生産性の向上、農畜産物の高付加価値化等により、1戸あたりの販売額を増加させ、地域農業産出額の維持を目指します。	市町村別農業産出額(推計)(農林水産省)
森林資源の循環利用のためには、毎年安定的に木材を生産し、収入を得る必要があることから、県が目標とする林業就業者一人当たりの木材生産産出額の伸びと同じ、年平均1.5%の増加を目指します。	盛岡広域振興局調べ
森林資源の循環利用のためには、計画的な造林を毎年行うことが必要であることから、政策推進プランにおける目標値の考え方方に倣い、再造林率60%を目標とし、令和8年度の再造林面積360haを目指します。	県農林水産部調べ
県外就職の多い高校を中心に県内就職の促進を図り、過去5年間(平成29年度～令和3年度)で最も高い69.3%を上回る75%を目標値として設定し、計画期間中その値を維持することを目指します。	新規高等学校卒業予定者に係る求職求人就職内定状況の推移(労働局)
広域ネットワーク構成路線で実施する道路改築事業(計画延長7,190m)について、令和8年度までに86.8%の完了を目指します。	盛岡広域振興局調べ



岩手県盛岡広域振興局経営企画部

〒020-0023 盛岡市内丸 11-1
TEL 019-629-6510 FAX 019-629-6529

岩手県ふるさと振興部地域振興室

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
TEL 019-629-5183 FAX 019-629-5254
<https://www.pref.iwate.jp/>

